

平成30年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第4号

平成30年9月11日(火)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	教育長	鹿野 毅 君
参事	残間 俊典 君	総務課長	浅野 辰夫 君
企画財政課長	熊谷 有司 君	まちづくり推進課長	伊藤 義継 君
税務課長	武藤 弘子 君	町民課長	遠藤 努 君
保健福祉課長	千葉 伸吾 君	農政商工課長	伊藤 長治 君
地域整備課長	三浦 光 君	会計管理者	鎌田 光一 君
学校教育課長	斎藤 雅彦 君	社会教育課長	千葉 昭 君
代表監査委員	雫石 顕 君		

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 上野亮太

議事日程第4号

平成30年9月11日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	議案第 4 6 号	災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第 4 7 号	地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 4 8 号	大郷町営住宅条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 9 号	黒川地域行政事務組合規約の変更について
日程第 6	議案第 5 0 号	平成 3 0 年度大郷町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 7	議案第 5 1 号	平成 3 0 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8	議案第 5 2 号	平成 3 0 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 5 3 号	平成 3 0 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 5 4 号	平成 3 0 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 5 5 号	平成 3 0 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 5 6 号	平成 3 0 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 5 7 号	平成 3 0 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 5 8 号	平成 3 0 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 5	認定第 1 号	平成 2 9 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 6	認定第 2 号	平成 2 9 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 7	認定第 3 号	平成 2 9 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 8	認定第 4 号	平成 2 9 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 9	認定第 5 号	平成 2 9 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	認定第 6 号	平成 2 9 年度大郷町農業集落排水事業特別会

		計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	認定第 7 号	平成 2 9 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	認定第 8 号	平成 2 9 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	認定第 9 号	平成 2 9 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 2 4	報告第 4 号	健全化判断比率について
日程第 2 5	報告第 5 号	資金不足比率について

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 4 6 号	災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第 4 7 号	地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 4 8 号	大郷町営住宅条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 9 号	黒川地域行政事務組合規約の変更について
日程第 6	議案第 5 0 号	平成 3 0 年度大郷町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 7	議案第 5 1 号	平成 3 0 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8	議案第 5 2 号	平成 3 0 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 5 3 号	平成 3 0 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 5 4 号	平成 3 0 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 5 5 号	平成 3 0 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 5 6 号	平成 3 0 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 5 7 号	平成 3 0 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 5 8 号	平成 3 0 年度大郷町水道事業会計補正予算

(第1号)

日程第15	認定第1号	平成29年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第2号	平成29年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第3号	平成29年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第4号	平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第5号	平成29年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第6号	平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第7号	平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第8号	平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第9号	平成29年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第24	報告第4号	健全化判断比率について
日程第25	報告第5号	資金不足比率について

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事に入る前に、昨日議案説明を受けた議案第50号について、訂正の申し出がありますので、発言を許します。企画財政課長。その場でいいです。

企画財政課長（熊谷有司君） おはようございます。

議案第50号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第3号）につきまして、昨日提案説明を申し上げましたが、その一部を訂正させていただきます。

補正予算書7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正についてでございます。1追加中、3の新住

民情報システムソフトウェア使用料です。設定期間は、平成30年度から35年度までで、訂正はありませんが、限度額につきまして2,662万7,000円を2,362万7,000円に訂正をお願いするものでございます。

御審議を賜りますようお願い申し上げますとともに、おわびを申し上げます。

あわせまして、33ページの債務負担行為に関する調書の3、新住民情報システムソフトウェア使用料の当該年度以降の支出予定額の金額並びに財源内訳の一般財源につきましても、2,662万7,000円から2,362万7,000円に訂正をお願いいたします。

以上で、議案第50号の訂正についての説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第50号についての訂正説明を終わります。

それでは、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、3番佐藤千加雄議員、及び4番熱海文義議員を指名いたします。

日程第2 議案第46号 災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第2、議案第46号 災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第46号 災害による被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求

めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第47号 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第47号 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第47号 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第48号 大郷町営住宅条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第48号 大郷町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を

終わります。

これより、議案第48号 大郷町営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第49号 黒川地域行政事務組合規約の変更について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第49号 黒川地域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第49号 黒川地域行政事務組合規約の変更についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第50号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第6、議案第50号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 7ページの債務負担行為についてお伺いします。債務負

担行為の中の10番目にある住民バス車両購入のための平成30年度から31年度までの債務負担行為として2,664万3,000円の件について、お伺いいたします。

説明によれば、古くなった40人乗り、運転手含めて41人のリースで、契約というのがリース契約ですので多分来年の3月くらいに切れるのかなというふうに私は認識しているのですけれども、その古くなって故障が多いというようなことで契約の更新を多分しないということなんでしよう。さらに、マイクロバスのローザ、これも大分古い車両で、頻繁に故障が来るといような説明の中で、58人乗りの大型バスを2,664万3,000円で購入するとの説明なんでしたけれども、まずこの大型バスなんですけれども、サイズをまずお聞かせいただきたいと思います。

さらに、この大型バスを購入した場合に、2点目ですね、大型バスを購入した場合、どのようなコースを運行させるのか。

さらに、3点目といたしまして、以前と現在の運行形態は変わっておりません。それで、今言った車両を合わせると7台になりまして、その中で2台は住民バス車庫前に、事務所前ですね、これは日常的にとまっている状況というものが確認されています。そういう中で、リエッセとローザを使わなくなっても予備車を含めて従来から5台あれば運行が可能な状態でずっと続いているはずなんですけれども、なぜ58人乗りの大型バスが必要なのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

まずサイズでございますが、車両は9メートルでございます。（「発言あり」の声あり）長さのみしか。今手元に長さだけが、9メートルでございます。

コースでございますが、今現在大和行きの便というのは、朝2便、2台で行っています。どうしても1台で乗り切れなくて、43名、ないし45、6名乗る場合がございます。あと、利府塩釜方面ですと、それも2台でバスが運行してまして、それも40人強の乗車率がございます。それで、まず2台行っている部分を1台にしまして、その効率を図るものでございます。

あと、3点目、予備車を含めて5台で間に合うのじゃないのということでございますが、今までいろいろバスも更新最近しておるわけでございますが、どうしてもバスは故障等が生じるものでございまして、その対応ということで、1台は予備的に必ず置いておかないと、何かあった

場合にお客様に御迷惑かける場合がございますので、今までは2台の予備車ということになってございましたが、今回2台を更新しまして1台をとということで、1台分の予備車しかございませんので、その辺を御理解いただきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 効率、長さは9メートル、この件に関しますと、9メートルのあるのをどのような運行形態に入れていくのかはわかりませんが、例えばの話ですよ、今走っている松島大和線を、この9メートルバスで走るとなると、今のコースだと難しいと思います。羽生山崎、天神社前、あれは多分9メートルだと難しいと思いますよ。どのような形態にするのかわかりませんが、それだけは一応指摘しておきますね。

さらに、大型バス58人乗りを購入したいという理由で、大和、塩釜、45人から6人大和のほうは、塩釜のほうで大体40人前後だと、2台合わせてということなんですけれども、これは塩釜行きというよりもむしろ利府高便等というのが現在ずっと運行しているわけですよ。利府高専用といいながらも路線バスなので、利府高校生だけが乗れるという話ではなくて、一般の方も乗れるという状況にあるはずなんですけれども、28年当初、41人乗りの運転手含めてなんですけれども、41人乗りのエアロ1台、40人乗りの小型リースで1台、29人乗りのマイクロバス、これコースター1台、それでもし故障なり足りなくなったときに、役場所有のBGのバスとか、大松沢のコミュニティバス、これ29人乗りなんですけれども、どちらかの1台を使用して運行していて、予備車の29人乗りのマイクロバスローザ1台で合計5台での運行でも間に合っていたはずなんですよ。要するに。ですから、それでも支障がなかったはずなので、41人乗りのリースが故障しても、BGの29人乗りのマイクロバスを利用することによって間に合っていたはずなので、どうしても大型バス必要とする根拠が私にはわからないんですよ、今の説明では。どうしても必要だという。その中で、平成27年当初、私バス運転していた当初で、一番乗降というか乗車のお客さんが多い時間帯というのは、朝の7時半ぐらい、物産館での計算をしますとですよ。大体110人前後だったんですよ。4台合わせて、4台というか5台合わせて。その中で1日の乗降数を合わせても280人ぐらいだったと記憶しているんです45、6乗るのだから、やはり大型でないと難しいんだというようなお話のようなんですけれども、現在どのぐらい、朝、乗降しているのか、データあるはずだと思う

ので、それをまずお聞かせしていただきたいと思います。1点目。

先ほども言ったように、大型バスで走行できる路線なんてのは、限られてしまうと思うんですよ、2,600万円ものお金を出して。ここだけしか走れませんよなんていう状況をつくったのでは、本当に2,600万円出した意味、利用価値といいますかね、それよりもむしろ28年のときに、運転手を除いて28人乗りのマイクロバスかな、それを、2台で、1,370万円で購入しているんですよ。今回の決算書にも載っていますけれども。半分の値段でマイクロバス、例えば、どうしてもそういうのであれば、マイクロバスを2台購入すれば56人乗車できるのですよ。ですから、故障来たときの予備車も2台確保できますしね、この状態であれば、2台を購入すれば。だから、そのほうが、利用価値があると思うんですけれども。そういう効率性、2台走らせるよりも1台のほうがいいのじゃないかというような説明なんですけれども、むしろ大型バスを入れたほうが、効率性というか、予算的な面からいっても下がるんじゃないかと私思うんですけれども、どのような計算で大型バスを入れることになったのか、それもお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） まず乗降の人数でございますが、先ほどお話ししましたとおり、塩釜便につきましては、40人から42人ほどの乗降がございます。大和便につきましては、夏休み以降、9月以降ですけれども、これも44人から46人ほどの乗降がございます。それがまず乗降の実績でございます。

続きまして、まず何で大きいバスに1台にするのかと、このバスにつきましては、今のリースなり、そこのマイクロバスにつきましては、ツーステップなり、スリーステップで乗降するバスでございます。今回導入するバスにつきましては、ノンステップバスということで、すぐ乗りおりができる、高齢者の方が利用しやすく、どうしても昨年の実績を見ますと大分利用者が減っているような状況がございまして、その分乗りおりがつらくなってきているのかなという理由もあります。乗りやすいバスでもありますし、朝どうしても2台で行きますと、運転手の確保も今2台で行っているわけなので、それを1台にすることによってその部分の経費の削減もできると思われま。

それで、バスの路線につきましては、今の朝の便につきましては、松島から川内経由の物産館行きと、大和町のバスターミナルに行っているバス路線をメインとしまして、あと帰りの夕方の便を今回の車両に振り

向けるものでございます。

その乗車の来年度の新入生、黒川高校生なり、利府、塩釜高校の生徒さんが何人入学するかによって、その乗車人数は変わってくるわけなんですけど、人数なりを捉えまして、朝の便を今利府塩釜便に行っていますエアロを今回のバスにかえるとか、その場になったらと検討するという事で、通常は松島からの川内経由の大和便と、塩釜の便を想定しているものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 今回3回しか質問できないので、思うような質問なかなかできないのですけれども、今の答弁ですと、大和塩釜だけで、まず80、90人とかの場合に、そのほかにこの時間帯には松島役場行きといいますか、があるのですけれども、大体15人ぐらいなんですよ。せいぜい。合わせても100ちょっとなんですよね。それと、運転手の確保が難しいということをおっしゃいましたけれども、今現在バスの免許だけ持って運転をしていない方もいるわけですよ。あの事務所の中に。それと、経費的な面とか効率的な面とかおっしゃいますけれども、こんなに使いでないバスをなぜ購入するのかと私思うのですよ。

なぜかという、塩釜と中村経由のバスといいながらも、松島から朝の一番の大和黒川方面へ行くというバス、それだけにしか使えないわけじゃないですか。帰り。だから、私がここで言いたいことというか、質問したいことは、むしろ半分の値段で同じぐらいの乗降できるバスがあり、まして今乗降するのに大変だからノンステップ入れるのだと言っていますけれども、マイクロバスだって補助ステップがあってちゃんと乗れるような状態になっているわけですよ。確かに段差はありますよ、ありますけれども、乗りやすいように補助ステップもついているし、さらに言えば、今度町長が新交通システムというようなものを始めるための試験的な運行をやるのだと、多分試験的じゃなくてそれをしっかりした事業に結びつけていくということなのだとは私は理解しているんです。その場合に、マイクロバスを2台ということは、1台余計なんですよ、住民バスを運転する場合。現実問題5台で間に合っているのを、さらに2台を購入して7台にするわけですから。今現在2台とまっているんですからね、7台ある中で。そうすると、新交通システムにも将来的に使える可能性もあるわけじゃないですか。同じ予算を使って、同じじゃないですよ、半分の予算でこういうものにも使えるようなものを買うべきじゃないのかと、同じ。そうすると極端な話をしますよ。今新交通シ

システムを入れるにあたっての、1つの目的として、だと思っんです、例えばの話。板谷とか、川内、長福寺、あと大松沢で言えば新田、吉ヶ沢、そのようなところ、行っていないところにもマイクロバスだと入れるわけですよ、十分に。今現在お風呂の送迎バスでマイクロバス走っているわけですから。だから、そういう意味も含めて、私はどうもこれは、この購入に当たってはどうしても納得できないというのはあるのですけれども、考え直すということはできませんかね。利用価値があるものに、将来的にも含めて、今現在の目先のことだけじゃなくて。ちょっと私の意見だけ言うような形になりましたけれども、それに対してどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） まず、新公共交通につきましては、マイクロバスじゃなくて町のワゴン車の運行予定で今は進めております。将来的にということですが、今の段階ではワゴン車で家の近くまで、自宅まで迎えに行って、あと目的地までお届けするという予定で今考えているところでございます。それは今回のバスをマイクロバスということですが、町のほうとしましてもいろいろ検討した中で、より朝の通学のラッシュ時に1台で合わせて乗っていくことによって、先ほども話しましたが、今までどうしても人件費、人が足りない云々じゃなくて、人件費の抑制についてもつながっていくということで、今回1台で行って、朝夕の今まで2台で行っている部分を1台にすることによって、経費的にも削減できるということの判断の上、今回このように予定をしたものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 13ページの県支出金、第3項の委託金の教育総務費の中で、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業委託金とあります。これの中身について、どういうもので何か計画があるのなら、お聞きしたいと思います。

あと、23ページの道路橋梁費、その中で道路新設改良の委託料、測量設計業務、これ場所どの辺でどのくらいの規模なのかお聞きしたいと思います。

あと、29ページの災害復旧費なのですけれども、利子及び割引料で返還金として331万5,000円とありますが、この中身といいますか内容についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

オリンピック・パラリンピックムーブメント事業につきましては、スポーツ庁の委託事業として30年度に町内の小学校、中学校1校ずつなのですが、指定を受けた事業でございます。内容につきましては、2020年オリンピック・パラリンピックが開催されますので、それを盛り上げる、あと子供たちにオリンピック・パラリンピックの趣旨を学んでもらうということで、中身的には既存でやっている部分もあるのですけれども、陸上クリニック事業とか、あとはオリンピック・パラリンピックにちなんだ形で学校が内容を検討していきまして、その事業を実施する予定でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

道路橋梁費、道路新設改良費の13節委託料の概要でございますが、町道味明不来内線の排水の設計、測量設計業務でございます。延長につきましては、300メートルです。場所につきましては、不来内地内でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 災害復旧費の返還金について、御説明いたします。これにつきましては、災害公営住宅を建築した際、国からの復興交付金が交付されたわけでございますが、それで以前建設終わり、その後家賃の低廉化事業ということで、復興交付金のほうを充当しておったわけでございますが、今回国のほうからの復興交付金につきまして、終了前に残余見込みの部分を返還してくださいというようなことございまして、今回300万円ほどの返還が生じたものでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） まず、オリンピック・パラリンピック関係なのですが、オリンピックを盛り上げる、そのための子供たちにも頑張ってもらおうということなのですが、例えばなのですが、以前にも私お母さんが大郷町出身だということで、萩野公介選手の話をしたわけでございますが、ああいう方を本町にお招きして何らかの形で子供たちと触れ合ってもらおうというようなのも1つの手であって、オリンピック盛り上がるのじゃないかなと。そういうことも考えますし、あとパラリンピックの選手で、気仙沼出身で陸上競技をやっている女の方がおると聞いておりまして、足が不自由な方と聞いておりますが、そういう方々をお招きして、子供たちと触れ合ってもらおう、それも1つの子供たちのためには大変すばら

しい経験かなと思うんですが、そのようなことも計画できないものなのか、何か障害があるのか、それに関してお聞きしたいと思います。

あと、償還金、返還金ですか、ちょっと聞き取れなかったのですが、これは何かこっちがうまくなくて返せと言われたものなのか、それとも余ったから返すとか、その辺もうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） それでは、お答えします。

先ほどオリンピック選手等を子供たち、今回のパラリンピック等のムーブメントに呼んだらいかがかという質問に対してでございますが、今回小中学校で30年度の事業展開、計画しているところでございます。それに基づいて今回予算措置上げさせてもらいましたが、アスリート体験を想定している部分もある学校もございますので、相手のあることでございますが、そこら辺可能であれば、いろんな形で子供たちにトップアスリートのお話とか、そういう機会があれば、学校とも連携を図りながら検討してまいりたいと思っています。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

先ほど説明不足で大変申しわけございません。

工事費、今残が出まして、その部分での返還でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 子供たちがそういう方々と触れ合う機会というのは本当に少ないと思うのですよね。やはり何かの機会がなければこういうのは実現できないと思うのです。これくらいの予算で可能なのか、まだ足りないというならそれはそれで考えなくてはいけないと思うのですが、私としては、ぜひそういうことに関して実現させていただければなと思いますね。あと、別な形でといいますか、園遊会に町長が参加した際に、羽生結弦選手とも町長お話をされてきたというお話も聞いておりますし、羽生選手も羽生という形で大郷と大分結びついているということもありますので、そういうつても利用して、何とかぜひ実現してほしいと思うのですが、その辺に関しまして町長の考えもお聞きしておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 羽生さんとお会いした際には、羽生さんの御先祖のルーツをお話し申し上げました。そのことについては、マスコミなんかから

も取り上げられて既にわかっておりますと、機会があればお邪魔したいというお話がございましたが、今の彼の身分からしますと、なかなか自分の意思で歩けない、管理されている状況にあつて、協会なんかも動かすのに大枚な金もかかるということでございますので、何か機会があれば再度お願いするように努力してまいりたいと思います。オリンピックアスリートの皆さんに声をかけて、本町にいろんな形で子供たちと触れ合う、そういう場を設ける、各界の方々の御縁を利用してそのような本町に対するいろんな形で出入りできるような、そんな環境づくりをしなければと思います。頑張ってまいります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番熱海文義議員。

4番（熱海文義君） まず、19ページの児童福祉費の保育所費、施設設備改修工事等ですね、それから27ページの幼稚園管理費の中の、これも施設改修工事、どのような内容の改修工事なのか、そしてまたなぜ今回の補正予算のほうに上げてきたのか。というのは、いずれ法人にみな任せるといような中で、法人化になれば国、県からの補助、助成が受けられる内容になっている中で、町として全額工事をやるのはどうなのかなという感じがしますので、その辺の考えをお知らせいただきたいと思います。

それから、24ページで、通学路危険ブロック等の除去事業ということで出ているのですが、一般質問でもあったように、学校の敷地内から500メートルぐらいのところまで点検をしたというようなことだったんですが、今回もその辺の考えで、500メートル以内で、この補助を出すような考えなのか。また、それ以外に通学路以外というか、敷地から500メートル以外にも危険な場所あると思うのですけれども、その辺の点検はどのように考えているのか、その辺のことを答弁願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） 施設の改修の設計業務でございますが、今の幼稚園部分を保育園、こども園として使用する場合の内装の防災化の予定、改修が必要とか、幼稚園からこども園に移行するに当たってどうしても必要な部分、それからトイレ等の改修とかもありますので、その辺を幼稚園の部分と保育園の部分と按分いたしまして、設計費を計上しております。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

施設改修費の内訳につきましては、遊戯室のエアコンが故障したという事案が発生しましたので、それに対する改修費でございます。今回、

1台が故障したわけなのですが、遊戯室の部分、4台エアコンを設置していますので、今後猛暑等になった場合に、子供たちの部分の体調も心配されますので、今回4台分を改修する予定で計上させてもらったのが、改修工事費の内訳でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

ブロック塀等の除却事業につきましては、現在500メートル以内で学校周辺のブロック塀を点検してございます。この除却事業につきましては、学校周辺だけの除却に限られたものではございません。あくまでも通学路等でございますので、通学だけでなく一般の方が通行に対して危険と思われる箇所についても、補助する事業でございますので、限られた箇所ではなくて、全町域を想定してございます。500メートル以外のブロック塀等の確認については、今のところ行ってございません。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 今回の保育園のほうですけれども、今防災と言ったんですよ、防災ですよ。燃えなくするということなのですか。これから先、法人化になるためにいろんな改修がこれからも出てくる可能性があるのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、ブロック塀に関しては、点検はやっているよという、これからだということで、補助の対象にはなるけれども、やっていないということなので、こいついつからやる予定で、どういう形をとっていくのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

今回の設計改修の部分の設計につきましては、先ほど町民課長もお話ししたとおり、認定こども園移行に伴う建築基準法、消防法等に伴う設計等でございます。今後の建物の改修につきましては、運営法人候補者として「みらい」さんに決まったということで、今後改築の必要な箇所について、詳細、中身を詰めていくわけなんですけど、大規模な改修が伴うものにつきましては、先ほど熱海議員のほうからもお話があった、国の制度も見据えながら、中身について検討していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

ブロック塀の調査につきましては、現在小中学校の徒歩で通学する圏

内のブロック塀の調査ということで、おおむね500メートルという認識の中で調査をしてございます。全町域にわたりますと、かなり広範囲で時間的なこともかかります。例えば、地区担当員を通しまして区長さん等の現地を確認するとか、いろいろな方法でそういったものの危険な箇所の確認は可能かと思っておりますので、今後そういった方法を、どのような方法でブロック塀の調査をしたらいいかということを検討しながら、町内のブロック塀等の危険な箇所についての把握作業を今後実施するよう検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） こども園のほうはよく理解をしました。ぜひ国、県の助成なんかも利用してほしいと思います。

それから、ブロック塀に関しては今言ったように、やっぱり地震なり、いつ来るかわからない状況で、東日本のときからやばそうなところも結構あるんですよ。今後すぐそこで子供たちが遊んでいて、事故なんか起きたら大変なので、町としては安心・安全と言っていて、全然安全じゃないところもあるわけですよ。やっぱり安全にしてもらわないと困るので、区長さんなり通して早急にでもお願いしたいのですが、もう一回お願いします、答弁。町長の考えでいいです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員からの御指摘ですと、町のほうが、議員が指摘している場所を理解していないようですから、どうぞこの場所だか教えていただければ、対応したいというふうに思います。お願いいたします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないですか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず7ページの債務負担行為の中で、新住民情報システムの関係が大分今回債務負担の中で出ているわけですが、あるいは新人事給与、このことについては当然国等のひとつの指導の中で対応する面もあると思うのですが、このことに対する財政的な支援というのはどうなってくるのか、町からの持ち出し、あるいは交付金、あるいは補助金、そういうものについてどうなっているのか、その辺をまずお聞きしておきたいと思っております。

それから、ふれあい号については後から触れたいと思っております。

それから、13ページ、先ほども出ましたが、オリンピック・パラリンピックのムーブメント事業、歳出のほうではどこかでいずれ見ていると思うのですが、これやることによって何かいろいろ調べてみると、このムーブメント運動というか、取り組み、これは特に推進、今回のオリン

ピックの推進地域内の方かなと思ったのですが、意外にも今回来たということですが、これどういう子供たちのオリンピックに対する理解とかかなどが出ているわけですが、本町としてはどういう考えでこれを具体的に、当然計画出しているわけですから、具体的なことも出ていると思うんですね、歳出のほうでも。これからではないと思うのですが、その辺についてどう詰められているのか。それ確認しておきたいと思います。

それから、うんと単純なのですが、16ページの財産管理費の中で、樹木の伐採業務というのが入っているのですが、これどこだったのかちょっと聞き忘れまして、このことについてお聞きしておきたいと思います。

それから、同じく16ページのふれあい号の管理費について、546万2,000円見ているわけですが、特にこの中で委託料ということで多額の金額を見ておられるわけですが、このふれあい号の今後の運行業務についてどのような考えを持っているのか、先ほど町のワゴン車利用ということも出たわけですが、町のものを使うということになってくると、それなりにまた委託についてもいろいろ出てくると思うのですが、この委託料について、先日の町長の説明をお聞きしておりますと、75歳以上の高齢者の足となり、手となるようなそういう痛いところに行き届くような配慮という考えでございますが、果たして町が直接やらないで委託という形で運行管理がなされた場合に、果たしてその趣旨がどこらまで徹底するのか、疑問に思うわけですが、この委託料についてお聞きしておきたいと思います。

それから、18ページの民生費の中で備品購入費ということで、公用車の購入費が174万円計上されておりますが、どういうことで今回購入するようになっているのか、またその時期的なものも含めて、今の状況がどうなって今後これが必要だということ、その流れについてお聞きしておきたいと思います。

それから、19ページの認定こども園の開設に伴う改修工事についてですが、保育所については先ほど答弁あったように、遊戯室云々とあったようですが、本来こども園の開設になった場合、普通これまで町長は委託する、民間に業務委託することによって、国からの交付金等のかなりの額が来ると、それが、町がもし主体としてやった場合にはそういうメリットが大分少なくなるということでの民間委託があったわけですが、今回あえてこれを町の段階でやるということについて、いかがなものかと思うのですが、多分これとあわせて23ページですか、幼稚園のほうに

もあるわけですが、そのことについてもう一度確認しておきたいと思います。

それから、認定こども園もあわせて関連的にお聞きしておきたいのですが、先日の北海道の直下型の震災で山が地崩れを起こしているわけですが、果たして今ある盛り土が結構多い今回のふれあい、今の幼稚園ですね、あの地形が本当に問題ないのかどうか、これを機会に確認する必要があると思うのですが、先日の東日本大震災のときにもかなり地崩れを起こした状況があるわけですが、その後幼保連携型認定こども園を進めるに当たって、そういう今回の地震をきっかけにもう一度地質の調査などもしておく必要があると思うのですが、そのことについてあわせてお聞きしておきたいと思います。

それから、20ページの委託料で衛生費の中で、健康管理システムの保守業務というのについてお聞きしておきたいのですが、どういう形でのこのシステムの活用が今後考えられるのか、その辺のあわせて委託料と使用料の賃借料も含めて、健康管理システムについての今後のあり方について、お聞きしておきたいと思います。

それから、21ページに先日清掃費のゴミ収集業務の中で、不法投棄というような説明がたしかあったと思うのですが、最近あまり不法投棄の情報が流れてきていないのですが、このごろどういう状況になっているのか、あわせてゴミ収集業務の予算の中でそのことについての町の実態についてお聞きしておきたいと思います。

それから、22ページの農地費の中で、土地改良事業補助金ということで、これも関連なんですけど、ことしでしたか、粕川沖の大型圃場整備について説明会がありまして、私も地権者の1人として参加したのですが、その際に地域のまとめ役である方から、もし地権者の方々の同意が得られれば、町では町が本来負担すべき割合の分は総額出すと、心いい返事をもらっているというような説明が、大衆の前で代表の方からされたのですが、こんな簡単なものではないはずなんだと、町の金を出すということではですね。田中町長から確認とれたという話を受けたわけなのですが、実際として大型圃場整備の話、どのように今進んでいるのか、その辺について、今の状況について、補助金の関連の中でお聞きしておきたいと思います。

それから、23ページの道路橋梁費の中で、先ほど測量設計業務については出たのですが、特に大松沢の畑ノ中ですか、の赤道、あるいは側溝云々ということで、前から請願が出ているあの件について、どのような

進捗状況なのか、前の説明では30年度内には地権者の同意を得た中で、せめて測量設計については進めていきたい、あるいはできるなら、側溝も整備したいという話を受けたのですが、そのことについてどうなっているのか、あるいはこれに入っているのかも含めて、お聞きしておきたいと思います。

それから、通学、24ページのほうの通学路の危険ブロック、これはいろいろ話出ているわけですが、宮城県沖地震のときからこれは騒がれているわけで、きょうで7年半になるわけですが、東日本大震災、あのときにも危険ブロックについては、かなり点検が求められた経過があると思うのですが、今あえてまたこのことを話題にしなくてならないということは、極めてこの間における点検がなされていなかったのではないかとおぼざるを得ないのですが、これまでの状況についてこの危険ブロック塀の除去について、どういうこれまでの立ち位置があったのか、その辺の状況を踏まえた中で今後の取り組みも出てくると思うのですが、その辺について、課長も替わっているわけですが、多分流れの中では何らかの資料があると思うので、その辺についてあまりにも私うちではもう問題ないんだと、かえってね、言われるくらいの状況になっていたのかなと思うのですが、また宮城県、大郷町でもこのことが議論されるということは、本当に反省されていないのではないかという思いがありまして、答弁を求めるものでございます。

それから、小学校費、中学校費の中で、エアコンの設置についての設計業務がどちらも組み込まれておりますが、このエアコンの内容をただ単に夏だけに冷たい風を送るだけなのか、あるいは冬場の暖房にも使えるものに変えていくのか、その辺の内容についてどういう考えを持っておられるのか、お聞きしておきたいと思います。特に、中学校費の中で施設の長寿命化計画策定業務というのがあるわけですが、今回中学校だけではなく小学校も一部新築されておりますが、結構小学校も古いのではないかという中で、小学校でも施設の長寿命化計画というのは作成が求められてくるのかなと思うのですが、今回載っておりませんが、そのことについてあわせて、中学校ではどういうものが今回の長寿命化の計画に考えるのか、あるいは小学校でないのは、それは問題ないのかどうか、その辺のこれまでの経過についてお聞きしたいと思います。

それから、先ほど29ページの10款の災害復旧費の中で、返還金についていろいろ2回目の答弁があって、最後の答弁については工事費の残金が生じたので、それを返したということですが、話を最初に聞いており

ますと、これは災害公営住宅ということで、29年度にもっと早く完成しているわけですね、ですからとっくに残金が生じたのがわかっているわけで、それがあえて今回の30年度の9月の予算でそれが提案されるということ事態が、どうも納得できないのですが、その前に課長の答弁を聞いておりますと、材料費が云々ということで何かどうもはっきりしない答弁があったのですが、敢えて今回災害公営住宅の残金を今回返すに至った経過について、なぜ今回だったのか、その辺具体的なところで答弁いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） まず答弁願ひます。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

まず、7ページの債務負担行為補正の中で、新住民情報システム等の導入に当たって、国等の財政的な支援はあるのかといった御質問かと思いますが、それにつきまして33ページに調書がございますが、その右側の欄に財源内訳が載っておりますが、全て一般財源となっております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願ひます。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） それでは、お答えします。

オリンピック・パラリンピックムーブメントの導入の経過というか、お話があったと思うのですが、これについては2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて気運を高めようということで、先ほど御説明しましたスポーツ庁の委託を受けて、宮城県内の小中学校、オリンピック・パラリンピック開催の2020年まで県内の学校を網羅した形で進めようということで、今年度指定を受けて、事業実施予定のところでございます。内容につきましては、先ほどもちょっとお話ししましたスポーツ、生涯スポーツに関する興味関心を高めようという中身の中で、例えば一例ですと、小学校では今までも実施していますが、陸上クリニックを通して、走ることの喜びだったり、フォームを改善するとこのぐらい早さも増すよという部分だったり、あと障害者スポーツの体験学習ということを予定しているところがございます。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 先ほど債務負担行為の補正につきまして、総務課長のほうから財源の内訳について、全部一般財源ということでございますが、普通交付税の基準財政需要額のほうに算入されるものもございまして、そちらで財源措置もされる分もでございます。

続きまして、公有財産の樹木伐採業務の場所ということでございませ

て、町の所有している山が民地のほうにかかってきまして、場所につきましても、川内と粕川ということでの2カ所の予定でございます。

続きまして、ふれあい号の運行管理ということでございます。運行管理につきましても、民間に委託をするわけでもございまして、デマンド方式的に業務をやるわけでもございまして、利用者が1週間前から前日まで予約をしていただいて、予約した日、予約が例えば月曜日であれば、前日までに予約をしていただきまして、あとその分を運行していただくものでございます。それで、今現在の予定ですと、1月から運行開始をしまして、来年の9月まで試験運行ということでやるものでございます。車両につきましても、先ほどお話ししましたとおり、町の公用車2台で運行するわけでもございます。電話の受付業務なりもあわせてお願いするものでございますので、それで今回の経費ということで予定をするものでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 29ページ、償還金。

企画財政課長（熊谷有司君） 災害復旧費の返還金につきましての理由でございます。先ほど工事費の返還金ということでございます。これにつきましては、復興交付金基金ということで、基金のほうに残余部分を積み立てておりまして。それで、家賃低廉化分ということで、通常より家賃のほうを低く抑えて利用者の方にお支払いをいただいているものでございまして、その部分を基金の残余から今まで充当をしてきました。それで、今回平成32年度で終了する基金でもございまして、あと2年分の残分を想定して残金をとりながら、余った部分について今回国のほうからの返還請求が来たもので、今回返還するものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午 前 11時01分 休 憩

午 前 11時11分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

まず、公用車の部分でございます。今回の公用車につきましても、軽のワゴンのほうを想定しておるわけでもございますけれども、利用としては介護認定調査並びに保健指導に関するものに使う予定としておりまして、これまで特に介護認定調査につきましても、東日本大震災の関係で軽自動車1台、リースの貸与といたしますか、それを受けてございました。昨年でリースアップとなりまして、その車両はそれまで専用で使ってい

たわけですが、それが使えない状態で、他の公用車のほうをやりくりして今何とかしのいでいるという状態でございます。そのようなことと、保健指導、訪問ですね、この充実を今後図っていくために1台購入したいということで今回計上させていただきました。

それから、健康管理システムについて御説明申し上げますと、まず導入の理由でございますけれども、各種健診事務の効率化とそれから保健指導データの統合的な管理を行うことで、より高度な分析活用を図っていきたいということで導入するものでございます。現在は、一般にパソコンのほうに入っているソフトを利用して対応しているわけでございますけれども、当然法改正などがありますと、個別にみずから対応しなければいけないということで、その作業、有資格者である保健師のほうに対応している状況でございます。それに非常にパソコンの技術的な部分もあり、非常に多くの労力が割かれている状況でございます。このシステムの導入によりまして、本来の保健師が行うべき活動のほうに傾注してもらいたいということで、導入を計画したものでございます。導入効果としましては、検診事務及び保健指導の効率化、高度化が可能になりまして、そのことによりまして現在健康増進活動の懸案事項でございます糖尿病等の、あるいは腎臓病などの重症化予防について、より充実した対策がとれるものというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

認定こども園の改修のタイミングということでお話があったと思うのですが、認定こども園の補助制度につきましては、民間が所有の建物については、国の制度の補助があるということでございますので、今回の改修工事の中身については、エアコン、遊戯室の部分ですね、4台あるのですが、1台故障しているのですが、今後の同じタイミングで導入したということもございますので、今回4台改修させていただくわけでございます。なお、今回町民課所管の保育園部分と、学校教育課所管の幼稚園部分を按分させていただいて、おのおの予算計上をさせてもらっているところでございます。

今後の地震等に伴う園庭等のどのような考えだということに対するお答えですが、前に幼稚園の3歳児保育のときの建物増築とあわせて、地質調査を実施しております。そのデータがございまして、そのデータを活用しながら、前回園庭も一部崩落したわけなんですけど、今回の調査

を踏まえながら、どの範囲に今後想定されるのか、専門的な部分の今回のデータを踏まえて、ちょっと中身について検討していきたいと思っているところでございます。

あと、エアコンの改修に当たって、エアコンの設置に当たって、夏場のみか、冬はどうするのかということでございます。この件について、エアコンの種類については、冷房暖房両方使えるやつを設置したいと思っておりますが、既存の冬場については今FF式のストーブというか温風ヒーターが各教室に設置されております。仮にエアコンを設置した後であれば、今回夏場の部分についてとりあえずエアコンを設置していただきまして、冬場については既存の暖房機を使っていただいて、維持管理コストも検討できればなと思っております。

あと、今回の長寿命化計画、中学校について予算計上させていただきましたが、この中身については前の質問でもありました中学校のトイレの改修等の部分も長寿命化計画の中で具体的な金額が示されるのかなと思っております。それを踏まえて今後トイレ等の改修の予算計上させていただきたいと思っておりますし、小学校の部分については文科省のほうでも32年度までに長寿命化計画を策定しなさいという部分がございますので、今後小学校についても予算措置をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） 空調設備については、学校教育課長が答弁したとおりでございます。

不法投棄の関係でございますが、今回予算を計上させていただいたのは、職員ではちょっと対応しきれない重機が必要な不法投棄があったということで、その分での予算計上となりました。普通の不法投棄、小さいものであれば、職員が回収してきまして、とりあえずコンテナのほうに一時保管をしております。それでまず年に1回ごみゼロの日とあわせて、不法投棄の処分をしますが、コンテナのほうがいっぱいになって、それに間に合わないというときには、また別途計上させていただいて、処理をするということになります。今のところ不法投棄に関しては、月に1回、1件あるかないかというような件数でございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

御質問にございます地権者、あるいは耕作者の同意とあと町負担の関係でございますけれども、現場でそのような説明をされていたというこ

とでしようけれども、町側としては財政計画も基本적으로ございますし、あと既存の補助事業でやる内容ですので、町側で全面的に負担するといった趣旨での話し合いは設けておりません。そのようなことも含めまして、土地改良には事業費等々の計上を早くお願いしますということで御相談申し上げている状況でございます。

議長（石川良彦君） どの部分だか、対処……。

農政商工課長（伊藤長治君） 申しわけございません、農地費の133万4,000円につきましては、所管部分はちょっと地域整備課のほうですので、地域整備課の課長より御説明をさせていただきます。（発言者あり）

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 前川地区の圃場整備の件について申し上げますと、過般、鶴田川土地改良区の理事長、副理事長の地元の■■■■、事務局、私と町の財政、農政、それに地域整備課も入ったかな、どうしても地権者の皆さんが再圃場整備、三反歩圃場整備の地域ですから、新たに再圃場整備やるのであれば、国のほうとも相談しながら、できるだけ地権者の皆さんが負担のないように、そしてまた町としても町の負担もできるだけ少ないようなそういう好条件でやるとすれば、国のモデル事業で採択を受けるということでなければならぬ、それには地権者の同意が98%から100%の同意を目指してお願いしなければなりませんというそんなお話を申し上げました。それで、これは私個人的な考え方を申し上げて大変恐縮なのですが、大郷町の水田環境を考えますと、前川地区はまさに水田としての条件が一番整っている、そして将来ともあの囲いは水田としての本町の基本になって、またある意味では国のモデル事業として成り立つロケーションにあると、理想の水田だというふうに私なりに考えておりますので、地権者の皆さんが100%近い同意を得てやろうとすれば、私は農水省の大臣を動かしても、何とかモデル事業に持っていく努力をしなければならないというふうに、そんな強い思いをあの地域に持っているということを過般の小会議でそんなことを申し上げてございますので、そういうことを多分この間の説明会で申し上げたのではないかというふうに思います。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず1点目の道路橋梁費の中の下町地区の道路につきましては、生活道路の維持費の中の委託料でございます。こちらにつきましては、地元より最初は側溝整備という話でございましたが、道路も生活道路として

整備してほしいという強い要望がございました。役場内でその上がってききました申請書に基づきまして審査した結果、畑ノ中前畑線ということで生活道路の指定をしてございます。今回補正予算を御可決いただきましたら、年度内中に測量設計を実施いたしまして、平成31年度以降に工事を実施する予定でございます。

続きまして、2点目のブロック塀の件でございますが、ブロック塀につきましては、宮城県沖地震さらには東日本大震災後に点検をいたしまして、特段何もないということの中で今日に至っているものと思います。今回大阪北部地震を受け、小学生が亡くなるというような痛ましい事故が発生したのをきっかけに、さらに通学路においては詳細な点検が必要ということもございまして、学校教育課と地域整備課のほうで、共同で現地を確認いたしました。その後に今週金曜日から宮城県も一緒に交えまして、そのブロック塀点検箇所について詳細に確認を行っております。内容等につきましては、ブロック塀の所有者に対し通知するとともに、今後改善等が必要なものにつきましては、取りまとめの上ブロック塀の設置者に県として文書で回答するというようなことでございます。以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず新システムについては、33ページの財源を見ると、だったなと思ったのですが、ただこれは当初の計画ということで理解しているのか、その後に何かの形で地方交付税の対象になることはないのかなという思いがあってお聞きしたのですが、やっぱりこれはいつまでたっても自分たちでやらなきゃいけないということで理解しているんですか。何か可能性として今後そういう補助的なものが出てくるのかどうか、来ないとすれば、新住民情報システム、もしこれまでのやつで対応するようなわけにいかないのか、これ乗り遅れたことによってどういうふつり合いが出てくるのかもあわせてお聞きしておきたいと。結局数億の金がここでかかるわけで、そういう点でこの財政の厳しい本町において必ずしも国からこうしろと言われても、それに右ならえしなくてもこれまでのシステムの中で対応できないものかどうか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

それから、オリンピックについては、今から計画的なことも詰めていくということなのでしょうが、やっぱりさっきの若生議員からも出ましたが、何らかの形でこういうものを通じて子供たちに少しレベルの高い刺激を与えることが、ある面で大郷のまちづくりの大きなエネルギーを

生む力にもなると思うんですね。そういう点ではせっかくの東京オリンピックですから、いろいろ賛成反対あるわけですが、ただせっかくやるということになれば、そういう点で我々この世代にあってそういうきっかけづくりをしていくのも大事だと思うので、ぜひ町長その辺についてはまちづくりの1つとして旗振ってほしいと思うのですが、改めて町長の考えなども聞いておきたいなと思っております。

それから、今回樹木伐採の関係ですが、多分これは何らかの形で地権者から出てこういう状況になったのかなと思うのですが、町有地が民地にいついていて、それを伐採しなくてはならないと。結構そういう状況というのは町内であるのではないかと思うんですね。その辺についてはその都度今後も対応せざるを得ないものなのか、ある程度事前調査してそういうことについては民地に迷惑かけているような状況があれば、解消するようなそういう段取りも組む必要があると思うのですが、いかがなものかお聞きしておきたいと思えます。

それから、ふれあい号の民間委託についてなんですが、デマンド方式利用者云々ということで、1週間前に云々ということですが、ただ民間委託のあり方について、どのような考えを持っておられるのか、民間委託というのは、例えば今の公社委託になるのか、あるいは別個にこういうことにデマンド方式ですか、これに長けている業者をある程度選定する中でそこをお願いする形になるのか。できるなら、試験案件というのはある面ではその声を上手に聞くことができればプラスになるし、趣旨的なものがこの試験の中でうまく理解できないと、あんなものやるのではなかったということになってくるので、ある面で試験的な取り組みが極めて今後の運用に重要視されるものと思うので、民間委託という言葉があるのですが、この辺についてはその趣旨が本当に高齢者にも通じるような姿でないと困ると思うので、どのように徹底して今回の予算を考えておられるのか、改めて姿勢についてお聞きしたいと思えます。

それから、公用車については、なかなかそういうことでこれまでも頑張ってきたということで、保健指導についてもやるということでぜひ御奮闘をお願いしたいと思えます。

こども園の冬場は、そうするとエアコンについては冷暖房兼務のものを入れると、せっかく今まで用意したFF式のヒーターがあるので、当面は冬場についてはこのFF式のヒーターを使っていくということでございますが、最終的にはこれは空気、水で回るわけではないですから、そういう点で試験的な中でも燃料的なもので、もしFF式のヒーターの

ほうの、何ていいますか、あまりわからないのですが、費用的に暖房も今回設置する予定のエアコンでやったほうが、経費が安くなるということがあれば、当然そういうことも考えていくのかなと思うのですが、設定ですか、分け際ですか、どっちに転ぶかというその辺についてはぜひ検討を深めてほしいと思うのですが、御検討いただければ、回答もしあれば答弁願いたいと。

今回の中学校の長寿命化については、聞くと特にトイレの改修がメインだということですが、何かさらに長寿命化の中で今回の予算の中で考えられていることがトイレの改修のほかにあるのかどうか。私思ったのは、学校そのものがかなり全体的に傷んできて、何らかの形で長寿命化の中でいろいろ手を加える必要があるのかなと思ってお聞きしたのですが、トイレの改修だけがメインになったようですが、もう少し内容があればお聞きしておきたいと思います。

それから、不法投棄については月1回あるかないかの程度だということですが、極めていい傾向なのですが、間違いないのかどうか。今結構不法投棄の監視員が歩いてもらっているわけですが、それだけの成果が出ていると思うのですが、このことについて月1回あるかないかわからない程度のもので済めばいいのですが、間違いないかどうか改めて確認しておきたいと思います。

それから、土地改良区の関係なのですが、町長にも答弁もらったんですが、先日理事長含めて、二、三人で帰っていくのがあったので、多分あの顔ぶれから見ると改良区の粕川前川地区の整備のことで来たのだなと思ったのですが、町から出してもらうという答弁は、これはしばらく何カ月か前のある地域の説明会で地権者を対象にしたときの話だったので、これはもちろん1議員としてもそんなに安易に町がはいわかりました、町長の決裁で出ますぐらいの、億の金が出るわけがないので。ただ、地権者は代表者の方からそう言われると、ああ、これは大丈夫なんだということで、いとも簡単に負担が軽減されるという解釈をされるので、その辺については慎重に運んでもらわないと困ると思うのですが、実際100%近い地権者の協力は無理だと思うんですね。話を聞いていても面積の少ない1町数反の1区画になるわけですが、それに満たない方が結構あるので、その方々の不便性が果たしてどうなるかと考えた場合に、なかなか98から100%というのは難しいと思うのですが、私が聞いたかったのは、今の状況としてどういう進みぐあいにあるのか、かなり厳しいよと見ているのか、中心になって動いている方々が、それとももう少し

し同意をもらえば何とか98にいかなくても85に近づくとか、補助率の高いところに近づきつつあるのか、その辺の状況をどう理解しているのかなという先日の話あったと思うのですが、その辺のニュアンス的なものどうなっているのかお聞きしたかったのですが、その辺の内容をお聞きしたいと思います。

それから、ブロック塀の危険性の問題については、震災後あまり問題ないということできたけれども、今回の大阪の問題が生じて改めて確認したということですが、具体的にチェックされて場所もでていて、今回対象となる、あるいは対処しようとする方については、具体的な内容も示すべきだと思うのですが、補助率などの県、国の補助率もあると思うのですが、それに輪をかけて町でも何らかの支援を含めてスムーズに理解をもらえるような働きかけもすべきだと思うのですが、どうなっているのか。今回町の予算あるわけですが、多分町が上積みとしての予算なのか、あるいは県、国から来るものをただスライド的に計上しているのか。その辺含めて町独自にもう少しというか、負担を軽減させるための働きかけもあってしかるべきかなと思うのですが、その辺についてあわせてお聞きしたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

私から7ページ目の債務負担行為補正の新住民情報システム関係について改めて申し上げます。このシステムの導入に際しまして、国の財政的な支援についての再質問かと思われそうですが、全て一般財源であります。先ほど企画財政課長答弁したとおり、このうち一定金額につきましては、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものでございまして、一定額交付税措置されるものでございます。そして、さらに既存の住民情報システムについては、5年間の契約が来年3月で満了となるということから、新しくシステムを更新するものでございまして、今現在のところは既存の住民情報システムを継続利用する方向で内部調整しているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。パラリンピック・オリンピックの。

町長（田中 学君） 私も専門家でございませぬので本来ならば教育長にでも答弁していただいて、夢のある話でもお聞きしたいなと、私も思うのですけれども、町長という、「財政が絡む」の声あり）財政が絡む、その辺の選手を呼び入れるいろんな方法、いろんな手づるが多分あると思う

のですが、その前に県内の有名な高等学校あたりで、インターハイあたりで活躍しているそういうチームなどもフラップあたりに呼んで、いろんなものを交流するようなそういう雰囲気づくりも大事かなというふうに思いますので、あした、あさってか、あさってだね、その辺の体育科の校長、ちょっと大郷町に行きたいという話があって、そのときにいろいろ御相談したいなど、インターハイ常連の学校だから、聞いてみます。その辺で。そこから実業団なり、大学なり、そういうアスリートとつながるような、そんな話もしてみたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） まず樹木伐採の箇所でございます。今回の案件につきましては、地権者並びに地区区長さんから等の要望でございました。町の町有地につきましては、箇所が大分ございまして、その調査には時間を大分要することから、今までも地区担当員制度なりを利用しながら、地区からの要望等受けまして、予算措置をし、伐採をしたところでございます。今後もその体制は変えないでいく方向で考えてございます。

2点目のふれあい号の民間委託の考え方ということでございます。これにつきましては、バスでなくてワゴン車でございますので、普通免許を取得している方であれば、運転は可能ということになってございます。あと、オペレーターも笑顔で、顔は見えないですけれども、対応ができる方であれば、可能ということになってございます。町の直営等も考えたわけですが、どうしても職員の負担が増になってくるということで、民間事業者へ委託するほうが町としてよろしいということで、決定できた中で考えてございます。先ほど振興公社なりということでございますが、事業者のほうはまだ特定はされてございません。今後事業者等の選定について決めていく予定でございます。

あと、続きまして住民への周知の方法ということでございますが、対象住民75歳以上の高齢者の世帯ということで、全員協議会のほうでもお話ししましたが、381人ほどございます。実際75歳以上の方は1,488人ございます。そのうちの4分の1の方が75歳以上の世帯ということになってございます。実際その中で、その方々に町でダイレクトに今回このようなふれあい号を運行しますので、まず利用してくださいということで、住民のほうにダイレクトで周知をした中で、運行を、まず登録していただいて、あと予約方法なりもあまりにも文章が多くないように、住民にわかりやすいように周知をし、利用しやすい体制づくりを整えていき

いというふうに考えてございます。

それにつきましても、制度設計を町でしっかりとし、住民のほうにも早目にお知らせしまして、1月の試験運行、あと1月から9月までの試験運行につなげていきたいと思えます。その試験運行の実績、あと住民ニーズを反映しながら、来年度10月からの本格運行に向けて頑張っていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

エアコンとエアコン設置に伴う既存の暖房設備の費用対効果の検証でございますが、今後エアコンを設置したあかつきには、そのエアコンと既存の暖房設備のどのぐらい経費がかかっているか調査しながら、今後の運行の活用の参考にしていきたいと思っております。

あと、もう一つ、長寿命化の中身については、中学校のなんですけれども、トイレのことだけかという質問でございますが、言葉足らずで申しわけございませんでした。長寿命化につきましては、建物全体の躯体初め電気設備等の設備の長寿命化、今後どう建物をもたせていくかという部分について調査してもらうわけでございます。その中で前にもお話しあったトイレ等の改修の経費も算定していただきながら、今後のトイレの改修も含めた形での参考にさせていただきたいということで、今回計上させていただいたわけでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） 不法投棄に関してですが、私4月からの異動で、4月からですと、先ほど言ったとおりの件数でございます。3月以前のことについては、今回ちょっと聞いてきませんでしたが大変申しわけありません。ただ、感じからいたしまして月1回程度の件数であるということ間違いなと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

土地改良区の関係でございますけれども、土地改良側からは町に対する圃場整備に対する協力要請と、あと同意関係でございますけれども、100%を目標にした98%の同意ということを強い意思表示がございました。町側としては、土地改良事業だけではなくて、営農計画というものもきちっとしながらということで、指導申し上げたところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えします。

今回予算で計上してございますのは、ブロック塀の撤去について2カ所分でございます。1カ所当たりが上限15万円でございますので、2カ所分を計上してございます。今回町独自にブロック塀の点検した箇所につきましては、500メートル以内で59カ所でございます。59カ所につきまして先ほども答弁いたしました、県と内容を確認し、県のほうで書面をもってこれこれこういうわけだから危険だよとか、そういったものを直接ブロック塀の所有者に配布することとなっております。ブロック塀の撤去につきましては、危険な箇所については当然してもらいたいと思っておりますが、ブロック塀を目隠しフェンス等も兼ねているお宅等が結構ございます。ですので、ブロック塀等に対して補助を出しても、それにかわるものの設置についてお金がかかるといった御意見も聞こえてきますので、その辺も勘案しながら、通学時の安全確保が第一でございますので、できるだけブロック塀を撤去していただけるような方向で町のほうとしてもどういった方向がいいのかというようなことも、今後考えてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 長くなって…、決めます。今のブロックの目隠しということで、そういう点で確かに壊してしまえば、またつくるためにも結構費用かかるわけで、ただ状況だけじゃなくてやっぱり撤去だけじゃなく、そういう点での支援も何ぼか必要なのかと思うのですが、今回2カ所だけということでございますので、これまでの例もあって前例があるだけに、大変な状況もあると思うのですが、とにかくその辺について万全を期して対応をしてほしいと、あえて強く要求をして。

それに、最後に先ほどの大友議員からも出ましたが、なるほどなと思って聞いていたのですが、住民バスの車両購入について、年々人口が減ってきているという実態としてはつらいわけなんです、そういう状況を鑑みた場合に、小回りのきくバスというのが一番今からより需要が増してくるのかなと思うのですが、十二分に考慮しながら経年劣化で買わざるを得ないという状況もわかるのですが、一方でそういう対策もあわせながら進めてもらわないと、本当に一方で寝せてしまうような、あまり活用が有効に、費用対効果が求められないような、得られないような状況になったらうまくないので、もう一度その辺について、十分な審議を含めて今回のこの住民バスの車両購入について発していただきたいと思うのですが、改めて答弁をお願いしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

車両の購入につきましては、十分に検討した中で購入してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。2番大友三男議員。

失礼いたしました。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 本来ならば、議案第50号の住民バス車両購入のための債務負担行為に対しての修正動議を提出すべきでしたが、私の能力不足もあり、時間的に修正動議資料作成が間に合わないため、議案第50号平成30年度大郷町一般会計補正予算（第3号）に対し、反対の立場で討論させていただきます。

現在住民バス車両が7台あり、その中の2台が古く故障が多いとの理由で使用を取りやめ、そのための代車購入等として、平成30年度補正予算の中で住民バス購入費として2,664万3,000円の債務負担行為を行い、58人乗りの大型バスを購入することですが、現在7台ある中で、5台の使用で運行業務が間に合っている状況にあり、どうしても車両が足りないというのであれば、運行できるコースが限られ、利用価値のない大型バスを購入するのではなく、大型バスと同じぐらいの56人の乗車人数が確保できるように、昨年2台を1,373万7,600円で購入した28人乗りのマイクロバスと同じバスであれば、大型バス購入費の2分の1の費用で購入でき、さらに将来的にも町長が行おうとしている新交通システムふれあい号事業などにも利用できる可能性があり、ふれあい号事業のためだけの新たな車両を購入する必要もなくなり、町長が常日ごろ税金の使い方に関して、取るより使い方だと強調しているように、少ない予算で公共交通の強化が図られることなどを考えた場合、大型バス購入のための債務負担行為に対して賛成できません。各担当課の方々には、苦勞されて作成した補正予算に反対するのは、大変心苦しいのですが、大型バス購入に関して到底賛成できません。以上の理由から議案第50号平成30年度大郷町一般会計補正予算（第3号）に対し、反対討論といたします。以上で終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第50号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第51号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に日程第7、議案第51号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第51号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第52号 平成30年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(石川良彦君) 次に日程第8、議案第52号 平成30年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第52号 平成30年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第53号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(石川良彦君) 次に日程第9、議案第53号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第53号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第54号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に日程第10、議案第54号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第54号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第55号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に日程第11、議案第55号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第55号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第56号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に日程第12、議案第56号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第56号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第57号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に日程第13、議案第57号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 今11区画ですか、契約されたわけなのですが、その中に業者の方の……、

議長（石川良彦君） どのページですか、何ページの何。補正予算に係る質問をお願いします。

9番（高橋重信君） 72ページ。いいから黙って。議長。

議長（石川良彦君） 続けてください。

9番（高橋重信君） 公告費用は計上しているわけなんです、要は残りの9区画ですか、販売するわけなんです、業者が2件契約されているということを知っているんですけども、業者は利益、私は個別に契約されていくのかなと、業者であれば、前回佐藤議員がプレミアムをつけて7万円でやったらどうかと、そこからいろんな形で前に。ところが、当時議会の中では5万円でいいんじゃないのかと、一発でそんなまどろっこしいことをしないでという話があったんですが、この辺町長、5万円でもやっているの、難しいかと思うのですが、その辺の考え、もう少し何とか業者に販売する場合は、少しアップできないものかなと思うんですが。その辺の見解。

議長（石川良彦君） 何をアップするの。公告料。

9番（高橋重信君） 坪当たりの販売単価を。

議長（石川良彦君） 町長大丈夫ですか。答弁願います。町長。

町長（田中 学君） もう既に販売開始してございますので、そこに住む人は町民になるわけですから、民間であれ、企業であれ、個人であれ、その価格で販売するという考えであります。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9番（高橋重信君） そういう形で進めてきたから、できないのかなという答弁なんです、私が8月半ばに新聞折り込みに議会報告として出したわけなのですが、ある町民の方が貴重な方がおまして、赤間町政が誕生したとき、田中町政3期12年の失政の……、

議長（石川良彦君） 質問は補正予算に関して簡潔明瞭をお願いします。

9番（高橋重信君） こういう場じゃないと、なかなかこういう話できない。

議長（石川良彦君） そういうものは一般質問とかその質疑の機会ほかにありますので。ただいまは補正予算の審議中です。どうぞ続けてください、簡潔明瞭に続けてください。

9番（高橋重信君） 俺は関係ないんだみたいな話では、町民の方が議会報告、議会の中で、

議長（石川良彦君） 簡単明瞭に、質疑に徹してください。

9番（高橋重信君） まあいいや、違うところでやりますけれども、要は我々議員がこの事業を、高崎団地のこの事業に関しては、もう少し責任を持つべきかなと常々考えていましたので、この機会にちょっと思ったのですが、議長に了解を得られないので、何かの機会でまたやります。

議長（石川良彦君） 質疑は執行部に対してお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第57号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第58号 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に日程第14、議案第58号 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第58号 平成30年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

-
- | | | |
|-------|-------|-------------------------------------|
| 日程第15 | 認定第1号 | 平成29年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第2号 | 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第3号 | 平成29年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第4号 | 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第5号 | 平成29年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第6号 | 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第21 | 認定第7号 | 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第22 | 認定第8号 | 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第23 | 認定第9号 | 平成29年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |

議長（石川良彦君） 日程第15、認定第1号 平成29年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第2号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第3号 平成29年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第4号 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入

歳出決算の認定について、日程第19、認定第5号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第6号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第7号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第8号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第9号 平成29年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは、決算書3ページをお開きいただきたいと思います。

認定第1号 平成29年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度大郷町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに平成29年度一般会計決算の概略について説明いたします。決算書1ページの各種会計決算額総括表をごらんいただきます。なお、数値は以降適宜1,000円単位でまとめて説明させていただきます。

まず、一般会計の歳入です。

収入済額C欄をごらんください。歳入決算額50億6,244万2,209円、予算対比99.84%でございます。前年度比では約1億9,800万円の減となっております。

次に、歳出でございます。支出済額E欄をごらんください。歳出決算額47億707万7,082円です。予算対比は92.83%です。前年度比約1億6,700万円の減となっております。

歳入の概要を説明いたします。4ページ、5ページをごらんください。

第1款町税は、町たばこ税は前年度を下回ったものの固定資産税並びに法人町民税が堅調な伸びを見せ個人町民税も上回ったことから、全体では6.4%の増となったものです。

また、各種交付金はゴルフ場利用税交付金が前年度を下回ったものの、そのほかは前年度を上回りました。

次に、第10款地方交付税です。まず、普通交付税が高齢者保健福祉で標準団体の行政規模の見直しや地域経済、雇用対策費で事業費の減により、単位費用が減となったことなどにより、基準財政需要額が減となりました。また、基準財政収入額となる税収の伸びなどにより、6,600万円ほどの減となったものの、特別交付税並びに震災特別交付税の増によりまして、これにつきましては、黒川地域行政事務組合のごみ焼却施設整備関係費分の算入などによりまして、ほぼ前年並みの16億8,300万円となりました。

特定財源関係では、次ページ、第14款、6ページ、7ページになりますが、国庫支出金が道路及び橋梁関係の社会資本整備総合交付金及び臨時福祉給付金の減などによりまして、また第15款県支出金は、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金などの影響により増減したほか、第18款繰入金については基金繰入金の減により、前年比約1,600万円の減です。

8ページごらんいただきます。第21款町債につきましては、前年に児童館建設が終了したことなどによりまして約2億300万円の減となっており、歳入総額では対前年比で約1億9,800万円、率にして3.8%の減となったものでございます。

続きまして、歳出でございます。10ページから13ページの部分でございます。

まず、第2款総務費につきましては、全体として7億5,500万円で前年比1%の減となっております。減の要因ですが、個人番号制度対応システム改修事業の減などによるものでございます。第3款民生費が全体として11億2,200万円で、前年度児童館建設の完了などによりまして前年比約1億7,000万円、率にして13.2%の減となっております。第4款衛生費では、全体として4億9,400万円でゴミ焼却炉更新による黒川地域行政事務組合負担金の増などによりまして、前年比約9,600万円、率にして24.2%の増となっております。第5款農林水産業費ですが、全体として2億9,400万円で、農業関連の補助金の減によりまして前年比約1,200万円、率にして4.1%の減となっております。第7款土木費は、全体としまして6億9,000万円で、工事事業量の減少などによりまして、前年比約2,000万円、率にして2.9%の減となっております。

続きまして、次ページをお開きいただきたいと思います。第9款教育費は全体として5億8,600万円で、文化会館外壁等改修工事の影響によりまして、前年比約5,600万円、率にして10.6%の増となっております。

第10款災害復旧費は、全体として2,700万円で台風21号による災害復旧工事が翌年度に繰越したことなどによりまして、前年比約1億500万円、率にして79.4%の減となっております。

次に、性質別の増減ですが、性質別の分析につきましては決算審査意見書の12ページに記載がございまして、後で改めて御説明いたしますが、特徴的なこととしましては、工事請負費が投資的経費で前年度に児童館建設終了等の影響などによりまして、前年度より28.6%の減と大きく減少したものの、義務的経費は0.9%とやや増加してございます。そのほかの経費の部分では、補助費が黒川地域行政事務組合負担金の増、あと積立金がふるさと納税の増などの影響により前年度を上回りましたが、臨時福祉給付金事業や、宅地分譲事業の減などによりまして、物件費並びに繰り出し金において前年度を下回ったことなどにより、歳出総額は対前年比で約1億6,700万円の減、率にして3.4%の減となりました。

それでは、款ごとに概要の説明をいたします。

4ページ、5ページをお開きください。歳入から決算の数値を使いまして説明させていただきます。

第1款町税11億6,109万5,000円でございます。前年比6.4%の増でございまして、収入未済額は5,398万2,000円で前年度より減額となったものでございます。

第2款地方譲与税4,460万7,000円です。前年比9.5%の減となっております。

第3款利子割交付金93万1,000円で、前年比74.7%の増となっております。

第4款配当割交付金215万5,000円で、前年比39.8%の増となっております。

第5款株式等譲渡所得割交付金218万2,000円で、前年比146.0%でございまして。

第6款地方消費税交付金1億4,962万9,000円で、前年比3.0%でございまして。

第7款ゴルフ場利用税6,557万円で、前年比2.5%の減となっております。1日当たりの利用者が減となったものでございます。

第8款自動車取得税交付金1,434万2,000円です。前年比22.7%です。

第9款地方特例交付金346万9,000円で、前年比18.2%の増となっております。

第10款地方交付税16億8,321万2,000円で、前年比0.1%の増です。普通

交付税が減となったものの、特別交付税、震災特別交付税の増などによるものでございます。

第11款交通安全対策特別交付金76万1,000円で、前年比16.0%の減となっております。

第12款分担金及び負担金3,148万円で、前年比7.2%の増です。保育所費用徴収金の増などによるものでございます。なお、収入未済額は平成29年度への繰越事業による災害復旧事業分担金でございます。

続きまして、6ページ、7ページをごらんいただきます。

第13款使用料及び手数料7,578万9,000円で、前年比1.5%の増でございます。スポーツ施設使用料の増などによるものでございます。なお、収入未済額の主なものは、住宅使用料でございます。

第14款国庫支出金3億9,609万7,000円で、前年比19.0%の減となっております。臨時福祉給付金及び道路橋梁に係る社会資本整備総合交付金並びに公共土木施設災害復旧費負担金の減などによるものでございます。なお、収入未済額は、平成29年度への繰越事業によるものでございまして、公共土木災害復旧費の負担金でございます。

第15款県支出金3億2,943万8,000円で、前年比7.8%の増です。子育て支援関係の補助金の増によるものでございます。なお、収入未済額は、平成29年度の繰越事業です。担い手確保経営強化支援事業が主なものでございます。

第16款財産収入1,709万3,000円で、前年比7%の減となっております。土地売払収入の減により減額となったものでございます。

第17款寄附金5,972万4,000円で、前年比96.1%の増です。ふるさと寄附金の増によるものでございまして、前年比2,939万5,000円の増となっております。

第18款繰入金3億2,461万1,000円で、前年比4.9%の減です。財政調整基金繰入金の減などによるものでございます。

第19款繰越金2億650万2,000円で、前年比6.7%の減です。繰越明許費等を含めた前年度繰越金でございます。

第20款諸収入1億5,090万1,000円で、前年比0.2%です。ボートピア交付金は増加したものの、場外馬券場の交付金、原発に係る損害賠償金の減などにより減となったものでございます。なお、収入未済額の主なものは、農山漁村活性化支援事業補助金の過年度返納金7,500万円、未来づくり貸付金の未償還分3,800万円、奨学資金貸付金の滞納分293万3,000円でございます。

8 ページ、9 ページをお開きいただきます。

第21款町債 3 億4,284万6,000円で、前年比37.2%の減でございます。前年度の児童館建設などの影響により減となったものでございます。

以上、収入済額の合計50億6,244万2,209円でございます。

続きまして、歳出について、決算数値を用いて説明いたします。

10ページ、11ページ、ごらんいただきます。

第1款議会費9,504万1,000円です。前年比0.2%の減となっております。

第2款総務費 7 億5,501万3,000円で、前年比1.0%減となっております。総務管理費、町税の賦課徴収、戸籍、選挙、統計、監査の各事務に要した経費でございます。主な支出は、人件費、庁舎管理費、公共施設整備基金積立、住民バス運行費、住基・税等の電算業務などに係るものでございます。前年比減となった主な要因は、マイナンバー制度導入による電算システム改修などによるものでございます。なお、翌年度繰越額は、セキュリティー強化対策構築事業、公有財産分筆測量事業に係るものでございます。

第3款民生費11億2,228万6,000円で、前年比13.2%の減でございます。社会福祉、児童福祉の各事務事業に要した経費です。主な経常的支出は、人件費のほか、高齢者及び障害者福祉、児童手当、医療費助成並びに保育園・児童館運営経費に係るものです。第3款は前年度児童館建設の影響により大幅な減となっております。

第4款衛生費 4 億9,411万2,000円で、前年比24.2%の増です。各種健診や母子保健事業、生活環境対策、黒川病院経営補助、ごみ収集業務、黒川地域行政事務組合負担金、浄化槽会計繰出し等に要した経費です。増要因は、ごみ焼却炉更新に伴う黒川地域行政事務組合負担金の増によるものでございます。

第5款農林水産業費 2 億9,460万6,000円で、前年比4.1%の減です。農業委員会事業、農業畜産振興事業、土地改良事業負担金、林業振興事業に要した経費です。主な支出は、人件費のほか、畜産競争力強化対策整備事業補助、多面的機能活動組織交付金、農地中間管理機構集積協力金並びに開発センター、縁の郷指定管理委託料、農業集落排水事業会計への繰出金です。農業者への補助金の減などによりまして4.1%の減となったものです。なお、翌年度繰越額は、担い手確保経営強化支援事業及び物産館改修事業等によるものでございます。

第6款商工費2,693万6,000円で、前年比1.4%の減です。商業振興事業、

観光振興事業等に要した経費です。人件費のほか商工会助成などの内容でございます。青少年国際交流事業参加者補助の減などによりまして、減となったものでございます。

第7款土木費6億9,016万8,000円で、前年比2.9%の減です。土木管理、道路橋梁、河川、住宅、公園管理、都市計画の事務事業に要した経費です。主な支出は、人件費のほか、道路橋梁新設改良工事、除融雪業務、生活道路改良舗装工事、高崎団地造成費用、下水道会計並びに宅地分譲事業特別会計への繰出金等でございます。7款は道路改良工事等の工事施工量の減少によりまして、減となっており翌年度繰越額は郷郷ランド公園トイレ改修事業によるものでございます。

第8款消防費1億8,678万6,000円で、前年比2.9%の増です。主な支出は、黒川地域行政事務組合への消防負担金、消防団運営経費、消防用機械器具購入等でございます。黒川行政負担金の影響で増額となったものでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

第9款教育費5億8,663万4,000円で、前年比10.6%の増です。教育総務、小中学校及び幼稚園、社会教育及び保健体育の事務事業に要した経費です。主な支出は、人件費、奨学資金貸し付け、スクールバス運行、生涯学習事業並びに社会教育事業、各種施設維持管理及び学校給食事業に関する費用等でございます。文化会館外壁等改修工事の影響で増となったものでございます。

第10款災害復旧費2,723万9,000円で、前年比79.4%の減です。台風21号による公共土木施設、農業施設等の災害復旧工事です。翌年度繰越額は、公共土木施設、農業施設、公共施設災害復旧工事によるものでございます。

第11款公債費4億2,825万円で、前年比1.9%の減です。起債の元利償還金でございます。

第12款予備費。予備費は、予算額1,000万円に対して869万6,000円を充用しております。

以上、支出済額の総計は47億707万7,082円です。予算現額に対する執行率は92.8%です。なお、翌年度繰越額を含めた実質執行率は97.0%でありました。

続きまして、性質別の構成の状況と主要財務指標について説明いたします。資料につきましては、監査委員から提出されております決算審査意見書の12ページをごらんいただきます。

主な内容を説明いたします。

表9をごらんいただきます。

まず、1.義務的経費の平成29年度欄、18億1,995万1,000円でございます。構成比としますと38.6%でございます。対前年増減率は0.9%の増となっております。義務的経費はごらんのとおり人件費、扶助費、公債費から構成されていますが、人件費が職員の異動等の影響により、また公債費が利払い金の減少によりまして、それぞれ前年度を下回った一方で、自立支援給付費等の影響により扶助費の割合がふえたことなどによりまして0.9%の増となっております。

2番目としまして、投資的経費6億9,395万円です。構成比が14.7%で、前年比25.6%の減となっております。町営住宅敷地造成事業費が増加した一方で、前年度実施の児童館建設や町道改良舗装工事等の減などによりまして、普通建設事業量が減少したことによるものでございます。

3.物件費6億6,140万3,000円で、構成比が14.1%です。前年比0.6%の減となっております。臨時福祉給付金対応システム改修事業等の影響によるものでございます。

4.維持補修費7,379万6,000円、構成比1.6%で、10.9%の増となっております。

5.補助費等7億4,115万2,000円、構成比としまして15.7%です。前年比11.2%の増となっております。黒川地域行政事務組合負担金、ごみ焼却炉の更新の影響によるものでございます。

6.積立金、7,885万9,000円です。構成比1.7%です。前年比18.4%の増となっております。ふるさと応援寄附の増などにより、未来づくり基金に積み立てた影響によるものでございます。

7.投資及び出資金貸付金5,072万1,000円で、構成比としまして1.1%、対前年比4.8%の増です。公立黒川病院出資金の増などによるものでございます。

8.繰出金5億8,724万5,000円で、構成比としまして12.5%、対前年比6.0%の減となっております。宅地分譲事業特別会計への繰出金の減などによるものでございます。

続きまして、13ページ表10をごらんいただきたいと思います。財務主要指標でございます。

平成29年度における財政力指数は0.43で、昨年度より0.01ポイントの増となっております。

実質収支比率は9.9%で不用額がふえたことなどによりまして前年比

1.6ポイントの増となっております。

経常収支比率は92.7%で、義務的経費の比率の減などによりまして、前年比1.0ポイントの減となっております。

実質公債費比率につきましては9.8%で、前年度と同となっております。

14ページをお開きいただきたいと思います。表11、主要財務指標の推移でございます。

表の右側、財政健全化判定のための指標である積立金現在高は81.5%で、将来負担比率は11.1%でございます。

本町ではいずれの指標も財政健全化法に基づく早期健全化基準未満で、経常収支比率が1.0ポイント低くなりましたが、財政の硬直化が懸念されておりまして、引き続き財源の確保と歳出の削減に努めてまいります。

次に、実質収支に関する調書について御説明いたします。

決算書の142ページをごらんください。

一般会計で、1.歳入総額が50億6,244万2,000円、歳出総額47億707万7,000円です。歳入歳出差引額が3億5,536万5,000円で、4.の翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額が6,566万1,000円、事故繰越繰越額が190万円、計6,756万1,000円でございます。実質収支額が2億8,780万4,000円で、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により基金繰入額2億2,000万円です。

なお、決算書の14ページから139ページまでの一般会計歳入歳出決算事項別明細書、140ページ、141ページの一般会計歳出決算額節別内訳表、261ページから266ページの財産に関する調書をごらんいただきまして、また、地方自治法第233条第2項の規定に基づく監査委員の決算審査意見書並びに同条第5項の規定に基づく町政の成果を提出いたしましたので、あわせてごらんいただき御理解を賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審査の上認定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、認定第1号の説明を終わります。

次に、認定第2号及び認定第4号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） 認定第2号、認定第4号について御説明申し上げます。

まず、認定第2号について御説明いたしますので、143ページをお開き願います。

認定第2号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、決算の概要について御説明いたします。

平成29年度の平均世帯数は1,120世帯で、対前年比2.2%の減、被保険者数は1,904名で、対前年比4.9%の減となりました。1人当たりの保険給付費は30万7,878円で、前年度より1万5,371円の増、率にして5.3%の増となりました。歳入総額では、前年度より3,766万37円の減の9億9,714万8,901円、率にして3.6%の減となりました。歳出総額では、前年度より3,684万2,527円の減の9億2,785万9,515円、率にして3.8%の減となりました。

それでは、次ページ、平成29年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書をごらんください。

款項ごとに御説明いたします。

各款項の金額説明の際は1,000円未満を省略いたしますので、御了承願います。

初めに歳入について御説明申し上げます。歳入済欄をごらんいただきます。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税は1億7,344万8,000円の収入で、前年度より1,897万円の減、率にして9.9%の減となりました。不納欠損額は334万5,000円で収入未済額は4,326万8,000円となりました。

第2款使用料及び手数料第1項手数料10万9,000円は、保険税の督促手数料でございます。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金1億4,069万5,000円は、療養給付費、介護納付金、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業費及び特定健康診査に対する負担金が主な収入でございます。第2項国庫補助金6,716万5,000円は、財政調整、介護納付金、後期高齢者支援金に係る普通調整交付金及び特別調整交付金が主な収入でございます。

第4款療養給付費等交付金第1項療養給付費等交付金2,701万9,000円は、退職者医療費に要する費用の一部として被用者保険の拠出金により社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

第5款前期高齢者交付金第1項前期高齢者交付金2億7,079万9,000円

は、保険者ごとに65歳から75歳未満の被保険者の占める割合の高い保険者に交付されるものでございます。

第6款県支出金第1項県負担金593万7,000円は、高額医療費共同事業及び特定健康診査に係る収入でございます。第2項県補助金4,622万6,000円は、財政調整交付金、乳幼児医療費助成事業に係る補助金の収入でございます。

第7款共同事業交付金第1項共同事業交付金1億6,420万3,000円は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同事業交付金による収入でございます。

第8款財産収入第1項財産運用収入22万2,000円は、財政調整基金の預金利子でございます。

第9款繰入金第1項他会計繰入金4,609万9,000円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費に対する一般会計からの繰入金による収入でございます。第2項基金繰入金は2,000万円でございます。

第10款繰越金第1項繰越金3,410万6,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第11款諸収入第1項延滞金加算金及び過料111万4,000円は、保険税延滞金の収入でございます。第2項雑収入3,000円は、老人保健拠出金還付金が主なものでございます。

以上、収入合計9億9,714万8,000円の収入額でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

次ページをお開き願います。

支出済欄をごらんいただきますが、金額説明の際は、1,000円未満は省略させていただきます。

第1款総務費第1項総務管理費1,022万2,000円は、レセプト点検業務委託料、国保事務共同処理委託料及び国保連合会負担金が主なものでございます。第2項徴税費227万7,000円は、保険税、完納報奨金が主なものでございます。第3項運営協議会費20万2,000円は、国保運営協議会委員報酬が主なものでございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費4億9,226万2,000円は、一般被保険者、退職被保険者に係る療養給付費、療養費及び診療報酬手数料でございます。第2項高額療養費6,642万円は、一般被保険者、退職被保険者に係る高額療養費の支出でございます。第3項移送費の支出はございません。第4項出産育児諸費253万7,000円は出産育児一時金6件分の支出

でございます。第5項葬祭諸費85万円は葬祭費17件分の支出でございます。

第3款後期高齢者支援金第1項後期高齢者支援金等1億526万1,000円は、後期高齢者の医療費及び事務費に対する負担金の支出でございます。

第4款前期高齢者納付金等第1項前期高齢者納付金等38万9,000円は、前期高齢者納付金及び事務費拠出金に対する負担金の支出でございます。

第5款老人保健拠出金第1項老人保健拠出金2,000円は、老人保健医療費事務費拠出金に対する負担金の支出でございます。

第6款介護納付金第1項介護納付金4,288万4,000円は、被保険者の介護費用に係る納付金に対する負担金の支出でございます。

第7款共同事業拠出金第1項共同事業拠出金1億8,117万1,000円は、高額療養費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金に対する負担金の支出でございます。

第8款保健事業費第1項特定健康診査等事業費971万円は、特定健康診査及び特定保健指導に要した費用でございます。第2項保健事業費240万4,000円は、国保制度及び健康増進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成などの疾病予防対策事業に要した費用でございます。

第9款基金積立金第1項基金積立金22万1,000円は、財政調整基金に係る利子積立金でございます。

第10款公債費につきましては、支出はございませんでした。

第11款諸支出金第1項償還金及び加算金1,176万6,000円は、保険税の過年度分還付金、過年度の療養給付費負担金等の精算に伴う返還金でございます。第2項繰出金107万5,000円は、前年度の精算による一般会計への拠出金でございます。

第12款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、支出合計9億2,785万9,000円の支出でございます。

次に、決算書172ページの実質収支に関する調書について御説明いたします。

収入総額9億9,714万9,000円、歳出総額9億2,786万円、歳入歳出差引額6,928万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額が6,928万9,000円でございます。実質収支額のうち3,500万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入金とするものでございます。

以上で平成29年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

御説明を終わります。

続きまして、認定第4号について御説明いたしますので、197ページをお開き願います。

認定第4号 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、決算の概要について御説明いたします。

平成29年度末被保者数は1,475人で、対前年度比19人減の率にして1.27%の減となりました。1人当たりの療養給付費に対する負担金は6万3,787円で、前年度より2,053円の増、率にして3.3%の増となりました。歳入につきましては、保険料と保険料の法定軽減に係る一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なもので、歳入総額では前年度より761万3,957円の増の7,729万6,027円、率にして10.9%の増となりました。歳出につきましては、事務費と広域連合に対する納付金が主なもので、歳出総額では前年度より710万9,368円の増の7,610万3,972円、率にして10.3%の増となりました。保険料の増により、歳入歳出とも10%の増額となりました。

それでは、次ページ、平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をごらんください。款項ごとに御説明いたします。各款項の金額説明の際は、1,000円未満を省略させていただきますので、御了承願います。

初めに、歳入について御説明申し上げます。収入済欄をごらん願います。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料4,964万5,000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料収入でございます。収納率は99.6%です。

第2款使用料及び手数料第1項手数料2万3,000円は、保険料の督促手数料でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金2,693万9,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金による一般会計からの繰り入れでございます。

第4款繰越金第1項繰越金68万7,000円は、前年度からの繰越金でござ

います。

第5款諸収入500円は、過年度分保険料還付金につきまして、広域連合に納めていたものを戻し入れしたものでございます。

以上、収入合計7,729万6,000円の収入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。次ページをお開き願います。支出済みの欄をごらんいただきますが、金額説明の際は、1,000円未満は省略いたします。

第1款総務費第1項総務管理費54万1,000円は、保険証発送などの一般事務に要した経費でございます。第2項徴税费5,000円は、徴収事務に要した経費でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金7,538万9,000円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に納付したものでございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金3万7,000円は、保険料の更正等による還付金でございます。第2項繰出金12万8,000円は、前年度の事務費精算による一般会計への繰出金でございます。

第4款予備費は、充用ありませんでした。

以上、歳出合計7,610万3,000円の支出額でございます。

次に、決算書210ページの実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額7,729万6,000円、歳出総額7,610万4,000円、歳入歳出差引額119万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので実質収支額は119万2,000円でございます。

以上で平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。国民健康保険特別会計につきましては、150ページから171ページまで、後期高齢者医療特別会計につきましては202ページから209ページまでの歳入歳出決算事項別明細書をごらんいただき、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、認定第2号及び認定第4号について、御審査の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で認定第2号及び認定第4号の説明を終わります。

次に、認定第3号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、介護保険関係について御説明させていただきます。

173ページをお開きいただきます。

認定第3号 平成29年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、まず決算の全体的なところから御説明を申し上げたいと思います。歳入の決算額10億1,600万円ほどとなりまして、前年対比では1,800万円余の増、率にしますと1.8%の増ということになりました。これに対しまして、歳出の決算額が9億7,700万円ほどということでございまして、前年対比では2,600万円余の増、2.7%の増と、こちらは歳入を上回る伸び率となったところでございます。この理由ですが、前年度9月末の被保険者数2,742人に対しまして、平成29年9月末の被保険者数2,816人と増加したことなどから、保険料が増収となった反面、保険給付費及び地域支援事業費等が増となったことによるものでございます。平成29年9月末の要介護等の認定者数でございすけれども、要支援認定の方につきましては、101名、前年同期と比べまして18名の減でございす。要介護の認定につきましては、456名、同じくこちらは20名の増となっております。なお、決算剰余金でございすけれども、3,900万円ほどということで、前年度の剰余金4,700万余と比較しますと、やや減少はいたしましたが、第7期介護保険計画において想定をいたしました介護給付費準備基金への積立額は確保できる見込みとなっております。介護保険財政の運営に支障はないものと考えてございす。概要については以上でございす。

続きまして、174ページ以降の歳入歳出決算書によりまして、款項ごとに内容を御説明申し上げます。なお、数字については1,000円単位により決算数値を御説明申し上げます。

まず歳入の部分でございす。第1款保険料第1項介護保険料2億1,770万8,000円、第1号被保険者に係る保険料収入でございまして、前年度対比では4%の増となっております。

第2款使用料及び手数料第1項手数料1万8,000円、こちらは督促手数料でございす。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金2億5,711万6,000円、こちらは第2号被保険者に係る支払基金からの交付金等でございす。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金1億6,008万円、介護給付費の国庫負担金でございます。同じく第2項国庫補助金6,721万5,000円、こちらは調整交付金でございます。

第5款県支出金第1項県負担金1億4,108万円、並びに第2項の県補助金638万円、内容については国と同様でございます。県負担分の決算となったものでございます。

第6款財産収入第1項財産運用収入2万4,000円、介護給付費の準備基金の利子でございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金1億4,373万1,000円、こちらは一般会計負担分12.5%の繰り入れを行ったものでございます。第2項の基金繰入金ですが、こちらは、繰り入れはございませんでした。決算はゼロでございます。

第8款繰越金第1項繰越金2,304万5,000円、前年度からの繰越金でございます。

第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1万3,000円、これは延滞金となります。第2項雑入2万6,000円につきましては介護認定に係る情報開示の手数料、コピー代でございます。並びに生活保護法に基づく介護扶助料注入となっております。

以上歳入の合計が10億1,644万196円となります。

次ページをお開きいただきます。

歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費1,040万1,000円、電算システムほか一般事務経費でございます。介護保険の事業計画の策定、並びにシステム改修等の影響等によりまして、前年度と比較しまして560万円ほどの増となっております。第2項の徴収費25万8,000円については徴収事務経費でございます。第3項の介護認定審査会費775万7,000円、認定調査員の賃金あるいは黒川行政への負担金等でございます。4項の運営協議会費24万1,000円につきましては、介護保険運営委員会の委員報酬等になります。

次に、第2款保険給付費でございます。第1項介護サービス等諸費8億818万4,000円、居宅介護サービスほかの給付費となります。入所者の増によりまして、前年度対比で2,500万円ほどの増となっております。第2項介護予防サービス等諸費1,827万1,000円、予防サービスに関する給付費でございます。第3項高額介護サービス費1,892万4,000円、第4項高額医療合算介護サービス等費274万5,000円となっております。第

5項特定入所者介護サービス等費6,031万7,000円、所得が低い要介護者に対する負担軽減のための給付費となっております。

続いて、第3款地域支援事業費第1項介護予防生活支援サービス事業費432万9,000円、これは地域支援事業を通して実施する訪問介護サービス等に要する費用でございます。第2項一般介護予防事業比547万4,000円、健康長寿対策事業等でございます。第3項包括的支援事業任意事業費1,877万8,000円、これは任意事業として実施する部分でございます。包括支援センターの運営経費等でございます。

第4款基金積立金第1項基金積立金2万4,000円、これは準備基金に係る利子積立でございます。前年度におきましては、予算積立を実施しておりましたため、決算額で比べますと前年比1,000万円ほどの減となっております。

第5款公債費第1項公債費、こちらは一時借入金利子を予算計上していたものでございますが、決算としてはございませんでした。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金1,572万3,000円、これは保険料の還付金並びに国県への年度精算に伴う返還金でございます。

第7款繰出金第1項繰出金578万6,000円、これも精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

第8款予備費第1項予備費、予備費につきましては、300万円の予算計上に対しまして、40万6,000円を充用いたしました。

以上、歳出額合計が9億7,722万198円でございます。

次に、196ページ、実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

歳入歳出の決算についてはただいま申し上げたとおりでございます。歳入歳出の差し引き3,922万円となっております。翌年度への繰越金はございませんので、実質収支も同額となっております。なお、地方自治法の規定によりまして、基金積立額を2,300万円といたしました。

決算については以上の内容でございます。178ページ以降の事項別明細書を御確認いただきまして、御審査の上御承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で認定第3号の説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時26分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第5号、認定第6号、認定第7号及び認定第9号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 211ページをお開き願います。

認定第5号につきまして、御説明を申し上げます。

認定第5号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、下水道事業の整備状況につきまして御説明いたします。

平成29年度末におけます供用開始区域内の世帯数及び人口は1,234戸、3,618人であります。うち水洗化世帯は994戸、人口は3,010人で、水洗化率は83.2%となり、前年度より0.6%の減となりました。

それでは、決算内容について御説明申し上げます。

212ページをお開き願います。

説明につきましては、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

まず歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項負担金239万円につきましては、下水道受益者負担金です。調定額に対する収納率は50.2%です。また、不能欠損額は237万4,000円で、収入未済額ございませんでした。

第2款使用料及び手数料第1項使用料4,705万9,000円は、下水道使用料です。前年度比31万7,000円の増となり、調定額に対する収納率は99.1%で、収入未済額は41万円となりました。第2項手数料29万3,000円は、公認業者登録手数料及び責任技術者登録手数料でございます。

第3款繰入金第1項他会計繰入金1億5,361万9,000円は、歳入不足に伴う一般会計からの繰入金で、前年度比402万9,000円の減となりました。

第4款繰越金第1項繰越金517万1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第5款諸収入第1項雑入15万円は、排水設備指定工事店保証金定期積立利子並びに宮城県下水道公社市町村支援事業補助金によるものです。

第6款国庫支出金第1項国庫補助金1,780万8,000円は、公共下水道マンホールポンプ場長寿命化工事並びに大郷町公共下水道事業計画変更業

務に係る社会資本整備総合交付金です。

第7款町債第1項町債1,500万円は、公共下水道マンホールポンプ長寿命化工事に伴う下水道事業債によるものです。

歳入合計で2億4,149万3,000円となり、前年度より2,077万2,000円の増、率にして9.4%の増となりました。収入未済額は41万円で、調定に対する収納率は98.9%となっております。

214ページをお開き願います。

歳出でございます。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費5,236万3,000円は、職員の人件費、下水道施設管理に係る電気代、電話代、マンホールポンプの点検料、下水道使用料料金計算業務委託料、大郷町公共下水道事業計画変更業務委託料、吉田川流域下水道維持管理費負担金、消費税納付金などであり、前年度比837万円の減となっております。第2項下水道建設費3,517万9,000円は、公共下水道マンホールポンプ長寿命化工事、汚水升設置工事に要した経費でありまして、前年度比3,115万2,000円の増となっております。第3項流域下水道費60万6,000円は、吉田川流域下水道建設事業負担金によるもので、前年度比51万円の減となっております。

第2款公債費第1項公債費1億4,984万7,000円は、下水道事業の元金並びに利子の償還金によるもので、前年度比17万6,000円の増となっております。

第3款予備費第1項予備費の支出はございませんでした。

歳出合計で2億3,799万7,000円となりまして、前年度より2,244万8,000円の増、率にして10.4%の増となっております。

歳入歳出差引残高は349万5,000円でございます。

次に、224ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が2億4,149万3,000円、歳出総額が2億3,799万7,000円、歳入歳出差引額が349万6,000円となり翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は349万6,000円となっております。

以上で下水道事業特別会計の決算の説明を終わります。

次に、225ページをお開き願います。

認定第6号につきまして、御説明を申し上げます。

認定第6号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成

29年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、農業集落排水事業の整備状況につきまして御説明申し上げます。

平成29年度末におけます処理区域内の世帯数並びに人口は251戸、826人です。うち水洗化世帯は191戸、人口は647人で、水洗化率は78.3%となり、前年度より3.6%の減となっております。

それでは、決算内容について御説明申し上げます。

次ページをお開き願います。

歳入は収入済額、歳出は支出済額で申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金第1項分担金につきましては、農業集落排水事業受益者分担金であり、29年度はございませんでした。また、不能欠損額は104万1,000円で、収入未済額はございませんでした。

第2款使用料及び手数料第1項使用料641万6,000円は、農業集落排水使用料で前年度比9万9,000円の減となっております。また、収入未済額は2万4,000円で行いました。第2項手数料はございませんでした。

第3款繰入金第1項他会計繰入金4,865万6,000円は、歳入不足分に伴う一般会計からの繰入金で、前年度比514万8,000円の増となりました。

第4款繰越金第1項繰越金223万8,000円は、前年度の繰越金です。

第5款県支出金第1項県負担金246万5,000円は、県道利府松山線圧送管移設工事に係る県負担金です。

歳入合計で5,977万6,000円となり、前年度より762万5,000円の増、率にして14.6%の増となっております。収入未済額は2万4,000円で、調定額に対する収納率は98.2%となりました。

次ページをお開き願います。

歳出でございます。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費2,279万9,000円は、職員の人件費、農業集落排水施設管理に係る電気代、電話代、処理場汚泥処理費、処理場管理業務委託料、マンホールポンプ清掃業務委託料、農業集落排水使用料金計算業務委託料などで、前年度283万1,000円の増となりました。第2項農業集落排水事業建設費640万5,000円

は、県道利府松山線圧送管移設工事、マンホールポンプの修繕工事に要した経費です。

第2款公債費第1項公債費2,713万6,000円は、下水道事業債の元金並びに利子の償還金で、前年度と同額でございました。

第3款予備費第1項予備費の支出はございませんでした。

歳出合計で5,634万1,000円となりまして、前年度より642万8,000円の増、率にして12.9%の増となっております。

歳入歳出差引残高は343万5,000円となっております。

236ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が5,977万6,000円、歳出総額が5,634万1,000円、歳入歳出差引額が343万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額が343万5,000円となりました。

以上で農業集落排水事業特別会計の決算の説明を終わります。

次に、237ページをお開き願います。

認定第7号につきまして御説明を申し上げます。

認定第7号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、戸別合併処理浄化槽の整備状況につきまして御説明を申し上げます。

平成29年度末における計画処理区域内の世帯数及び人口は1,284戸、3,760人であります。平成29年度中の設置基数は14基で、年度末における設置済基数は560基、水洗化人口は2,130人となり、水洗化率は56.6%で、前年度より2.5%の増となっております。なお、560基のうち町で管理しております浄化槽は502基でございます。

それでは、決算内容について御説明いたします。

次ページをお開き願います。

説明につきましては、歳入は収入済額、歳出は支出済額で申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金第1項分担金68万5,000円は、浄化槽設置に伴う受益者分担金です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料1,936万円は、浄化槽使用料で、前年度比61万3,000円の増となり、収入未済額は13万2,000円で、調定に対する収納率は99.3%となりました。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金414万6,000円は、浄化槽設置に対する国庫補助金で、前年度比75万4,000円の減となっております。

第4款繰入金第1項他会計繰入金2,538万3,000円は、歳入不足分に伴う一般会計からの繰入金で、前年度比309万3,000円の減となっております。

第5款繰越金第1項繰越金318万3,000円は、前年度の繰越金です。

第6款諸収入第1項雑入34万円は、消費税の還付金によるものです。

第7款町債第1項町債550万円は、浄化槽設置工事に係る下水道事業債です。前年度比120万円の減となりました。

歳入合計で5,859万9,000円となり、前年度より240万円の減、率にして3.9%の減となりました。収入未済額は13万2,000円となり、調定額に対する収納率は99.8%となっております。

次ページをお開き願います。

歳出でございます。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費3,933万4,000円は、職員の人件費、保守点検業務委託料、汚泥処理手数料、排水設備設置補助金などで、前年度比74万2,000円の増となっております。第2項合併浄化槽建設費1,045万9,000円は、浄化槽14基分の工事に要した経費等で、前年度比202万2,000円の減となりました。

第2款公債費第1項公債費727万円は、起債の元金、利子の償還金です。

第3款予備費第1項予備費の支出はございませんでした。

歳出合計で5,706万4,000円となり、前年度より75万3,000円の減、率にして1.3%の減となりました。

歳入歳出差引額は153万4,000円となっております。

250ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が5,860万円、歳出総額が5,706万5,000円、歳入歳出差引額が153万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は153万5,000円となりました。

以上で大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計の決算の説明を終わります。

次に、267ページをお開き願います。

認定第9号について御説明申し上げます。

認定第9号 平成29年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、平成29年度の業務状況について御説明いたします。

279ページをお開き願います。

まず、(1)の業務量でございますが、年度末における給水件数は2,445件で、前年度より8件の増、給水人口は7,865人で、前年度より156人の減となっております。年間総配水量は88万2,697立方メートルで、前年度より2.5%の増、年間総有収水量は67万5,358立方メートルで、前年度比0.4%の減となりました。また、有収率は76.5%で、前年度比2.8%の減となっております。

続きまして、(2)の事業収入に関する事項でございますが、事業収益が2億2,373万2,311円で、前年度比605万884円の増、率にして2.8%の増となりました。主たる要因は、営業外収益の増によるものでございます。

続きまして、次ページをお開き願います。

(3)事業費用に関する事項でございます。事業費用が、2億1,891万1,399円で、前年度比1,549万205円の増、率にして8.2%の増となりました。これは、浄水場や配水池などの修繕費や水質業務などの委託料の増によるものです。収支におきましては482万912円の純利益が生じております。

それでは、決算について御説明申し上げます。

268ページをお開き願います。

決算額で御説明申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

(1)収益的収入及び支出です。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益は2億3,791万8,000円で、前年度比457万1,000円の増、率にして2.0%の増となりました。第1項営業収益2億1,597万6,000円は、水道料金、加入金、手数料及び下水道等の事務受託料など

でございます。前年度比99万3,000円の増、率にして0.5%の増となりました。第2項営業外収益2,191万1,000円は、預金の利息、長期前受金戻入益が主なものでございます。前年度比360万7,000円の減、率にして19.7%の減となっております。第3項特別収益3万円は水道料金誤請求に伴う不足分の収入によるものでございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は2億3,266万1,000円で、前年度比1,634万円の増、率にして7.6%の増となりました。第1項営業費用2億1,633万9,000円は、大崎広域水道からの受水費、職員の人件費、水道施設の維持管理費、料金収納に係る委託料、消耗品並びに減価償却費などがございます。前年度比1,676万円の増、率にして8.4%の増となりました。第2項営業外費用1,616万円は、企業債の支払利息、消費税によるものです。前年度比6,000円の減、率にして0.4%の減となりました。第3項特別損失16万1,000円は水道料金誤請求に伴う過徴収分の返戻によるものでございます。第4項予備費についての支出はございませんでした。

続きまして、270ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入です。

第1款資本的収入は、3,995万3,000円で、前年度比1,597万5,000円の増となりました。これは、配水管の布設工事、県道利府松山線配水管移設工事の増によるものが主なものでございます。第1項工事負担金1,504万9,000円は、県道利府松山線配水管移設工事に係る工事負担金です。第2項他会計負担金140万4,000円は、消火栓設置工事に伴う工事負担金です。第3項企業債2,350万円は、石綿セメント管更新事業に係る企業債です。前年度比260万円の増となっております。第4項国庫支出金、第5項出資金につきましては、収入はありませんでした。

次に、支出です。

第1款資本的支出は8,745万円で、前年度比1,602万円の増となっております。上水道管布設替工事の増によるものが主なものでございます。第1項資産購入費42万円は止水用工法機材の購入費です。第2項建設改良費4,958万1,000円は、大松沢地区の石綿セメント管更新工事、味明地区、不来内地区の配水管布設工事、県道利府松山線配水管移設工事並びに中村地区の消火栓設置工事が主なものでございます。前年度比1,381万4,000円の増となりました。第3項企業債還金3,744万8,000円は企業債の元金償還分で、前年度比178万8,000円の増となりました。

続きまして、下の欄になります。

資本的収入が資本的支出額に不足する額4,749万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,501万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額248万5,000円で補填をいたしました。

次に、273ページをお開き願います。

利益の処分について御説明申し上げます。

こちらの表の右から3列目をごらんいただきたいと思います。

利益剰余金の当年度末残高ですが、前年度繰越利益剰余金1億5,859万8,000円に当年度変動額482万円を加え、1億6,341万9,000円となっております。

下段の表の剰余金処分計算書のとおり内処分類につきましてはございませんので、繰越利益剰余金を1億6,341万9,000円とするものでございます。

以上で認定第9号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました認定第5号から認定第7号につきましてはそれぞれの事項別明細書、認定第9号につきましては損益計算書等をごらんいただきまして、御審議の上御認定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、認定第5号、認定第6号、認定第7号及び認定第9号の説明を終わります。

次に、認定第8号について説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（伊藤義継君） それでは、認定第8号について御説明いたします。

平成29年度大郷町歳入歳出決算書251ページをお開き願います。

認定第8号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、決算の概要について御説明いたします。

本会計につきましては、鶉崎地区の高崎団地として一般会計の公営住宅建設事業とあわせて事業を執行しているものでございまして、面積按分により事業費の42%を負担しているものでございます。高崎団地の造

成工事につきましては、事故繰越となりました第2期と第3期、繰越明許となりました第4期から第9期、現年度の第10期工事をそれぞれ施工し、工事完了したところでございます。

それでは、252ページ、平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算書をごらんください。

歳入について御説明いたします。

歳入総額は前年度より3,762万3,100円減額の1億1,623万9,900円で、率にして24.5%の減となりました。

続いて、款項ごとに御説明いたします。253ページの収入済額欄をごらん願います。

第1款繰入金第1項他会計繰入金は1,568万8,000円で一般会計からの繰入金になります。

第2款繰越金第1項繰越金は7,107万1,900円の収入額です。このうち事故繰越分が1,920万7,000円、繰越明許分が5,084万3,000円となります。

第3款町債第1項町債は2,930万円の収入額です。このうち事故繰越分が810万円、繰越明許分が2,120万円となります。

以上、歳入合計1億1,623万9,900円となります。

次に、歳出について御説明いたします。254ページをお開き願います。

歳出総額は前年度より3,251万8,321円増額の1億1,530万9,421円で、率にして39.3%の増となっております。

続いて、款項ごとに御説明いたします。255ページの支出済額の欄をごらん願います。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地造成事業費1億1,527万906円は、高崎団地の境界確定業務、敷地造成工事、下水道受益者負担金が主な支出となります。不用額210万8,904円のうち、事故繰越分が760円、繰越明許分が102万714円となります。

第2款公債費第1項公債費3万8,515円は、町債の利子償還金となります。

第3款予備費第1項予備費の支出はありませんでした。

以上、歳出合計1億1,530万9,421円の支出額となります。

歳入歳出差引残高は93万479円となりました。

次に、決算書260ページをお開き願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額1億1,624万円、歳出総額1億1,531万円、歳入歳出差引額93万円、実質収支額は93万円となったものです。なお、基金繰入額はござい

ません。

以上で平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。256ページから259ページまでの歳入歳出決算事項別明細書をごらんいただき、御審査の上御理解を賜り、認定いただきますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で認定第8号の説明を終わります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員 雫石 顕監査委員。

代表監査委員（雫石 顕君） 決算審査の意見を述べる前に、意見書に2点ほど訂正がありましたので、事務局からの正誤表が配付されたと思いますので、訂正のほうをお願いいたします。

それでは、平成29年度大郷町各種会計の決算審査の意見を述べさせていただきます。

大郷監第23号

平成30年8月22日

大郷町長 田 中 学 殿

大郷町監査委員 雫 石 顕

大郷町監査委員 赤 間 滋

平成29年度大郷町各種会計決算審査及び各基金の
運用状況の審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書類、基金の運用状況を示す書類並びに水道事業会計決算書類を審査した結果、次のとおり意見を付して提出する。

それでは、1ページをお開きください。

第1章 審査の概要

第1項 審査の対象

- ①平成29年度大郷町一般会計歳入歳出決算
- ②平成29年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- ③平成29年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算
- ④平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ⑤平成29年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- ⑥平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- ⑦平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算

⑧平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算

⑨平成29年度財産に関する調書

⑩平成29年度各基金の運用状況

⑪平成29年度大郷町水道事業会計決算

以上が審査の対象となります。

第2項 審査の期間

平成30年7月23日から8月7日までの内11日間実施いたしました。

第3項 審査の方法

この審査に当たっては、町長から提出された平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書類、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類並びに水道事業会計決算書類に基づき、

①決算の計数は正確であるか。

②予算の執行が適正かつ効率的に行われたか。

③財政運営は健全であったか。

に主眼をおき、また公有財産、基金、物品の管理等についても留意しながら帳簿、証拠書類を審査するとともに、関係機関から必要な資料の提出と説明を求め、さらに今までの監査の結果等も参考にするとし、慎重に審査を実施しました。

2ページ目をお開きください。

第2章 審査の結果

第1項 決算計数について

審査に付された各種会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況についても関係諸帳簿と符合しており、誤りのないものと認められました。

第2項 一般会計及び特別会計

1. 総括

(1) 決算規模

平成29年度一般会計及び特別会計（水道事業会計を除く）の決算の総額は、

歳入 76億2,943万7,074円です。

歳出 71億5,497万4,295円です。

差引 4億7,446万2,779円となりました。

3 ページの表 1、決算額対比表を参照していただきます。

この決算額を前年度と比較すると、歳入では合計約 2 億 2,211 万円減少し、歳出では合計約 1 億 1,057 万円減少しました。

前年度と比べて歳入決算額が増加した会計は、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の 4 会計であります。また、反対に歳入の決算が減少した会計は、一般会計、国民健康保険特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計、宅地分譲事業特別会計の 4 会計であります。

一方、歳出決算額が増加した会計は、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、宅地分譲事業特別会計の 5 会計であります。また、反対に歳出決算額が減少した会計は、一般会計、国民健康保険特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計の 3 会計であります。

4 ページをお開きください。あわせて表 2 も参照願います。

(2) 収入未済額及び不納欠損額の状況

収入未済額は、前年度に対し約 1 億 3,853 万円減少し、3 億 6,208 万 9,827 円となりました。この減少の要因には、町税の未収金、国民健康保険税介護保険料、下水道事業負担金並びに農業集落排水事業負担金等の未収金整理によるものと考えられます。今後ますます債権管理条例による適正な対応と早期回収が待たれます。調定額に対する収入率は 95.4% となり、前年度と比べて 1.4 ポイント上回りました。

また、不納欠損処分は、町税、国民健康保険特別会計、介護保険料、下水道事業負担金、並びに農業集落排水事業分担金所管の 5 会計で、合計で 930 万円ありました。

5 ページに移ります。歳出のほうの (3) 不用額及び繰越明許費の状況です。

歳出の不用額（執行残額）は 2 億 5,125 万 6,705 円となり、前年度と比べて約 4,308 万 3,251 円減少しました。予算現額に対する執行率は 93.9% であり、前年度に比べて 3.6% 上回りました。これは、翌年度繰越額が前年度より減少したことが要因と思われます。一般会計の翌年度繰越事業は、災害復旧事業のほか、担い手確保経営強化支援事業、物産館改修設計業務、郷郷ランド公園トイレ改修事業などがあります。

6 ページをお開きください。(4) 町債の償還状況についてです。

町債の償還額並びに年度末残高は、表 4 のとおりでございます。平成 29 年度末の町債残高は約 58 億 7,355 万円となり、前年度末より 1 億

5,203万円減少しております。

7ページお願いします。2. 一般会計についてです。

(1) 執行状況、平成29年度一般会計決算は、歳入50億6,244万2,209円、歳出47億707万7,082円です。差引額が3億5,536万5,127円となりました。この差引額から翌年度に繰り越すべき財源6,756万1,000円を差し引いた額2億8,780万4,000円が実質収支額となります。実質収支額のうち、先ほど訂正をお願いしたところですが、実質収支額のうち財政調整基金に1億円、減債基金に1億2,000万円の繰入を行っております。

一般会計財政収支の状況は、表5のとおりでございます。

また、一般会計歳入の各一覧表は、表6、表7のとおりでございます。

次、11ページからの(2)財源の構成と推移については、表8、また(3)歳出の性質別構成の状況と推移については、表9、続いて(4)財政構造の弾力性ですが、指標の推移を表10及び表11に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。先ほど企画財政課長の説明がありましたので、中身については、割愛させていただきます。

15ページをお開きください。

(5) 歳入歳出の款別の執行状況

(ア) 歳入

1 款町税

町税は、収入済額11億6,109万5,306円となり、前年度より約7,000万円増加しました。これは、入湯税、町たばこ税などが減少しましたが、町民税や固定資産税、軽自動車税が増加したことによるものと思われま

す。

歳入全体に占める町税の割合は22.93%となります。

町税収入の推移につきましては、表12のとおりでございます。また、町税の税目別賦課収納状況は、表13、町税滞納状況調べについては、表14のとおりでございます。

19ページからの2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金につきましては、記載のとおりでございます。

21ページの10款について御説明します。

10款地方交付税

収入済額16億8,321万2,000円となり、前年度より約93万円増加しました。普通交付税が減少しましたが、震災復興特別交付税が増加したことによるものであります。

歳入全体に占める割合は、33.25%になり、本町においては歳入の中で最も大きな財源となっております。

地方交付税の推移については、表15のとおりでございます。

11款、22ページ、交通安全対策特別交付金、12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料については、記載のとおりでございます。ごらんいただければ、幸いです。

14款、23ページ、国庫支出金、収入済額3億9,609万7,801円となり、前年度より9,289万円減少しております。収入未済額7,049万9,000円については、公共土木施設災害復旧費国庫負担金であり、翌年度への事業繰越によるものであります。

15款県支出金、収入済額3億2,943万8,720円となり、前年度より約2,376万円増加しました。これは、農地中間管理機構集積協力金や、多面的機能支払交付金が大幅に減少しましたが、子育て支援対策臨時特例基金、特別対策事業費補助金（小規模保育所整備事業）です。ほかに乳幼児医療費補助金などの増加が大きな要因となっていることです。

16款財産収入について、17款寄附金につきましては、意見書のとおりでございます。

18款繰入金、基金からの繰入金は、財政調整基金、公共施設整備基金、未来づくり基金、減債基金、東日本大震災復興基金、東日本大震災復興交付金基金、農業振興基金であり、特別会計からの繰入金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計からです。収入済額は3億2,461万1,947円となり、前年度より約1,660万円減少しております。

19款繰越金、20款諸収入については、記載のとおりでございます。

21款町債、収入済額は3億4,284万6,000円となり、前年度より約2億329万円減少しております。この要因は、一般単独事業債、災害復旧事業債の減少によるものです。

26ページに移ります。続きまして、(イ)歳出のほうです。

1款議会費につきましては、記載のとおりでございます。

2款総務費、支出済額7億5,501万3,240円、執行率96.6%、前年度より約765万円減少しております。主な要因は、職員給与特別職の分

と、行政不服審査員制度改正業務、見舞金、固定資産台帳整備事業等の業務の減少などによるものです。翌年度への繰越額はセキュリティ強化対策構築事業などであります。

3款民生費、支出済額は11億2,228万6,787円となり、執行率98.2%になりました。前年度より約1億7,038万円減少しております。要因は、臨時福祉給付金、小規模保育事業施設整備事業負担金等で、その2つが増加となっておりますが、児童館建設工事請負費関連の大幅な減少となっておりますのでございます。

4款衛生費、支出済額4億9,411万2,404円となり、執行率98.6%となりました。前年度より約9,635万円増加します。主な要因は、不法投棄防止ネット張替工事、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出、黒川行政事務組合負担金、水道事業会計補助金の増などであります。

5款農林水産業費として、支出済額2億9,460万6,511円となり、執行率92.8%でありました。前年度より約1,251万円減少しました。主な要因は、環境保全型農業組織等交付金、畜産競争力強化対策整備事業、泉田堰改修工事、基幹水利施設ストックマネジメント事業等は増加しましたが、多面的機能活動組織交付金、農地中間管理機構集積協力金、縁の郷レストラン改修事業工事等の減により、総額で減額となっております。翌年度への繰越額は、担い手確保・経営強化支援事業、物産館改修設計事業、ブランドロゴ等デザイン制作事業、粕川歩道整備事業委託事業であります。

6款商工費については、記載のとおりでございます。

7款、28ページです。土木費、支出済額6億9,016万8,527円となり、執行率89.3%となりました。前年度より約2,039万円減少しました。主な要因は、除雪融雪業務、生活道路改良舗装工事、橋梁改良工事、町営住宅建設費等は増となりましたが、町道補修工事、郷郷ランド公園増設整備工事等、宅地分譲事業特別会計繰出金の減により、総額で減となったものであります。翌年度への繰越額は、郷郷ランド公園のトイレ改修事業でございます。

8款消防費については記載のとおりでございます。

9款教育費、支出済額5億8,663万4,882円となり、執行率98.2%となりました。前年度より約5,603万円の増加となります。主な要因は、幼稚園園舎増築設計業務、文化会館外装等改修工事、給食センター厨房エアコン設置工事などの増加によるものであります。

10款災害復旧費、支出済額2,723万9,971円となり、執行率12.5%と

なりました。前年度より約1億527万円減少しております。

11款公債費については、記載のとおりであります。

12款予備費、決算では869万6,000円をほかの款の事業経費に充用されております。前年度より約40万円減少いたしました。

平成29年度一般会計予備費充用調書は、表16のとおりでございます。次、31ページをお開きください。

議長（石川良彦君） ただいま決算審査結果の報告の途中であります。ここで10分間休憩といたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時44分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に引き続き決算審査結果の報告をお願いいたします。

代表監査委員（雫石 顕君） それでは、再開いたします。

31ページをお開きいただきたいと思います。31ページの3. 国民健康保険特別会計についてです。

歳入9億9,714万8,901円

歳出9億2,785万9,515円

差引残額6,928万9,386円が実質収支額となります。

このうち3,500万円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れました。

(1) 歳入、(2) 歳出については、記載のとおりでございます。

続きまして、34ページをお開きいただきたいと思います。

4. 介護保険特別会計

歳入10億1,644万196円

歳出9億7,722万198円

差引残高3,921万9,998円が実質収支額となります。

このうち2,300万円を介護給付準備基金に繰り入れした。

(1) 歳入、(2) 歳出については、記載のとおりでございます。

37ページをお願いします。

5. 後期高齢者医療特別会計

歳入7,729万6,027円

歳出7,610万3,972円

差引額119万2,055円が実質収支額となります。

(1) 歳入、(2) 歳出については、記載のとおりでございます。

38ページをお願いします。

6. 下水道事業特別会計

歳入 2 億4,149万3,460円

歳出 2 億3,799万7,748円

差引額349万5,712円が実質収支額となります。

(1) 歳入、(2) 歳出については、記載のとおりでございます。

また、水洗化率は83.2%に訂正となったところでございます。

39ページ、7. 農業集落排水事業特別会計

歳入5,977万6,555円

歳出5,634万1,532円

差引額343万5,023円が実質収支額となります。

(1) 歳入、(2) 歳出については、記載のとおりでございます。

また、水洗化率は78.3%であります。

40ページ、8. 戸別合併処理浄化槽特別会計

歳入5,859万9,826円

歳出5,706万4,827円

差引額153万4,990円が実質収支額となります。

(1) 歳入、(2) 歳出については、記載のとおりでございます。

水洗化率は56.6%であります。

41ページ、9. 宅地分譲事業特別会計

平成29年度宅地分譲事業特別会計決算は、歳入 1 億1,623万9,900円、歳出は 1 億1,530万9,421円で、差引額は前年度対比98.7%の93万479円となりました。

42ページ、10. 財産に関する調書

公有土地は595万8,060.27平方メートルで、前年度より2,080.49平方メートルの増となりました。これは、長崎生活センター用地と成田川分館用地の寄附採納等によるものであります。

また、建物の延面積は、5万4,652.36平方メートルで、前年度より681.52平方メートルの増となりました。児童館新築により、行政財産が増加したことによるものであります。

43ページ、11. 各基金の運用状況

基金総額は、前年度に比べて約1,564万円少ない26億8,828万2,000円となりました。

基金の運用状況につきましては、表28のとおりでございます。また、基金額の推移につきましては、表29のとおりでございます。

45ページ、第3項水道事業会計についてです。

1. 事業の運営について

事業量の推移につきましては表30、供給単価及び給水原価構成表につきましては表31のとおりでございます。

次ページ、2. 経営成績について

平成29年度における経営成績は、表32のとおり、総収益2億2,373万2,311円、総費用2億1,891万1,399円であり、差し引き482万912円の純利益となり1億6,341万9,186円が翌年度繰越利益剰余金となります。

比較損益計算書は、表32並びに費用構成を性質別に分析しますと、表33のとおりでございます。

48ページ、3. 財政状態について

(1) 資本的収支について、表34資本的収支の計算書のとおりでございます。

(2) 資産及び負債・資本について

当年度末の資産及び負債・資本の状況は、表35比較貸借対照表のとおりでございます。

総資産額18億8,190万6,660円となり、前年度と比較して約1,082万円減少しました。負債総額は11億7,167万8,940円となり、前年度と比較して約1,534万円減少しました。資本総額は7億1,022万7,725円であり、前年度と比較して約450万円増加しました。

最後に、第3章 監査委員の意見です。

平成29年度決算における審査の対象として、大郷町一般会計歳入歳出決算書、7特別会計決算書、水道事業会計決算書、収支証拠書類、財産運用状況の関係諸書類・帳票及び関係書類の提出を求め、決算の計数は正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われたか審査を行った。

また、決算審査時における問題点等の提起に対する事務取組みの状況確認を行いました。

さらに、町営住宅整備事業造成工事等及び一部の公共施設修繕工事等の確認のため、現地に赴き実地調査を行いました。

一般会計では歳入総額50億6,244万円から歳出総額47億708万円を差し引いた3億5,537万円が収支差引額となりましたが、そのうち翌年度への繰越財源は繰越明許費・事故繰越が6,756万円で実質収支額は2億8,780万円となり、2億2,000万円を基金に、残り6,800万円は次年度繰越となりました。

地方交付税等の依存財源の構成比は60%、自主財源は40%で前年より3.6%増となり、努力のあとが見られましたが、依然として依存型の財政構成となっております。将来にわたって行政サービスを提供するため

にも、なお一層の自主財源の確保に努め、長期展望に立ち計画的な財政運営に取り組むことを望みます。

歳入の主なものは、町税が法人町民税や固定資産税の伸びにより、前年度対比6.4%増、収入率も昨年より0.6%伸びました。寄附金はふるさと納税の影響により、前年度対比96.1%の増となりました。一方で、国庫支出金の減、地方交付税は人口割や収入見込額が算定基礎となっている影響により、普通交付税が減となったものの、特別交付税や震災復興特別交付税の増により、前年度比0.06%の微増となりました。不納欠損は前年度対比1.9%ほど増額となりました。収入未済額は、未償還額がありますが、前年度対比24.1%ほど減額となったことは、収納対策による町税の未収金前年対比7.7%減となったことによる。また、依然として残る株式会社おおさと地域振興公社の未償還金の解消も望むものであります。

歳出の主なものでは、黒川地域行政事務組合負担金のうち、ごみ焼却処分に係るものが対前年費64.2%と増となったほか、臨時福祉給付金関係や、農地中間管理機構集積協力金の減がありました。また、文化会館外壁等改修工事5,337万円、給食センター厨房エアコン設置工事402万円等、各公共施設修繕工事の増加、町営住宅建設敷地造成工事費1億5,498万円、町道改修補修工事7,796万円、橋梁改良工事7,809万円等による大幅増となるなど、公共施設の老朽化が進み、修繕工事が増加しております。第2次大郷町公共施設等個別整備計画のもと、的確かつ適正に維持管理することが望まれます。また、町営住宅建設等について、今年度は3期から10期までの造成工事でありましたが、工事額の変更を余儀なくされておりました。今後建物等の建設施工予定であります。今まで以上、厳に事務事業を遂行されたいと思っております。

国民健康保険特別会計においては、収納率は0.4%増となりました。加入数は、世帯数は減少している割に1世帯平均保険給付費が対前年比9.8%増となりました。医療費の伸びを適正化させるためにも、政策目標を掲げ、生活習慣病予防策を徹底し、保険給付抑制に努められたい。

介護保険特別会計においては、歳入歳出とも増となった。剰余金は、やや減少したものの、第7期介護保険計画において見込んだように、健全な財政運営が行われております。本町の高齢化に伴う給付の増加は必至であり、地域支援事業等のさらなる充実を図り、予防医療事業等による健康寿命の伸長増進で給付の抑制に努力されたい。

後期高齢者医療特別会計においては、介護保険特別会計同様、歳入歳

出ともに増になった。介護保険特別会計と同様、予防医療事業等により給付費の抑制に努力されたい。

下水道事業・農業集落排水事業・戸別合併処理浄化槽事業の3特別会計における受益者負担金及び使用料の収入未済額が前年度より減少しております。収納対策を講じたものによるものと評価できるものであります。一方で、一般会計から3事業で合わせて2億2,766万円ほどの繰入金により運営されている。一層の水洗化加入促進と経営健全化に努められたいと思います。

宅地分譲事業特別会計は、歳入総額から歳出総額を差し引いた93万円が実質収支額となりました。定住促進を進めるために、早期完売に向けた努力をお願いしたいと思います。

水道事業は、総収益2億2,373万円で前年比605万円、2.8%増、総費用が2億1,891万円の7.8%増となり、482万円の単年度黒字計上となっております。策定した大郷町水道事業経営戦略に基づき、有収率向上を目指し、引き続き老朽管の計画的な更新や、漏水調査を実施し、経営健全化に努めていただきたいと思います。

主要財政指標では、財政の弾力性を見る経常収支比率は92.7%、実質公債費比率は9.8%、財政力指数は0.43%で全体的にはほぼ例年どおりの数値となっております。今後、扶助費の増加に伴い財政力が圧迫されることが懸念されるところでございます。

監査意見の遂行状況については、収納対策について一定の評価はされますが、滞納者の中には重複している方もおり、大郷町債権管理条例を遵守され、各課とも情報の共有を図り、連携を密に、滞納額の縮減に努めていただきたいと思います。

事務の執行は、文書取扱規程・財務規則等に基づき行うのが基本ではありますが、規則等に沿わない事務処理が、平成29年度事務事業にも散見されているところでありました。今後事務執行に当たっては、規定・規則を現に遵守し、適正な事務処理を遂行していただきたいと思います。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 以上で決算審査結果の報告を終わります。

これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑については、各会計の決算全体にわたるものを中心に置いていただき、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

なお、個別事項については、後ほど設置される決算審査特別委員会で

質問されるようお願いいたします。

まず、認定第1号について総括質疑を行います。ございませんか。12番 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今監査委員さんの意見書をお聞きしながら、執行部の姿勢を調査特別委員会入る前に確認したほうがいいかなということで、急遽質問に立ったわけですが、数点お聞きしたいと思います。

意見の中で、1つ目は財政の問題で長期展望に立ち、計画的な財政運営に取り組むことを望むという声がありますが、このことについて執行部はどう考えておられるのか。あわせて、これと絡んで不納欠損額、1%ほど、1.9%ほど増額していると、このことの対策とあわせて、依然として残る地域振興公社の未償還金解消を望むということがありましたが、このことについてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、公共施設の老朽化が進み、修繕工事が増加していると、そういうことで第2次大郷町公共施設等個別整備計画のもと、的確かつ適正に維持管理するということが望むということがあります。改めてこの決算の指摘の中で、意見の中でどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、4つ目には、町営住宅建設について、町長とすれば9月からの任期ということで、意に介さない、なかなか歯がゆいところもあらうと思いますが、平成29年度の決算ということで、3期から10期までの造成工事があったわけですが、今後建物等の建設工事予定であるが、今まで以上に、厳に事務事業遂行されたいということが言われておりますが、このことについてどういう御認識で対応される気持ちなのか改めて考えをお聞きしたいと思います。

最後になりますが、52ページの中で滞納者の中にはいろいろ問題があるが、大郷町債権管理条例を遵守され、各課とも情報の共有を図り、連携を密に滞納額の縮減に努められたいということが意見として出されておりますが、このことについて改めて旗振り役である町長としてどのように考えておられるのか、その辺についてひとつ見解を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） まず初めに、企画財政課長から答弁いただきます。

企画財政課長（熊谷有司君） まず1点目の財政の長期的展望に立ってということでございますが、財政の健全化に向けまして、財政計画を今年度中に平成30年度中に策定予定で現在進んでいるところでございまして、そ

れらに基づきまして今後財政を執行していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員の監査委員の意見に対する執行者としての考えがどうなのかということにつきましては、まさに監査委員が指摘する内容については、理解をしているところであります。平成29年度前任者の残された9月から私が引き継いで、決算をしたわけではありますが、大きな事業計画、これももちろん継承しなければなりませんでしたが、特に今後財政の収支のバランスとれる均等な財政環境をつくっていくためには、歳入だけ考えてもなかなか本町の環境では一気に解決するということはできませんので、それにあわせる形で歳出をいかに生きた使い方をしていくかということでもあります。そのためには、やろうとする政策の質の向上、この評価を得なければなりませんので、議会の皆さんのさらなる執行者に対する厳しい御意見をいただきたいという気持ちでただいま監査委員の意見を拝聴してございました。

今後は、監査委員の御指摘を十分踏まえながら、平成30年度も折り返しに来てございますので、しっかり無駄のない、効率的な全て数字であらわすということになりますと、大変窮屈な町政サービスになろうかというふうに思いますが、その辺も加味しながらやらなければならないということでもあります。町民が求めているものに対しては、何を切り詰めてもやらなければならないもの、そういう優先順位を間違わないように、しっかりした見通しを立てて見きわめをつけて、今回のこの指摘を通して、あすから始まる決算特別委員会でしっかり議論を尽くして、解消されるようなものは、すぐにでも解消しなければなりませんので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

今ここで1つ、地域振興公社の問題につきましても、今こうすることということももう少し状況を見ながら、対応しなければなりませんし、今ここに来て一気にということになりますと、なかなか容易でないというふうに思います。これまでも長年このようにして流してきた問題ですから、田中が今ここでこれを一気に解決することになりますと、相当なプレッシャーもかかるのではないかというふうに思いますが、やらなければならないと思います。

どのようにやっていくか、具体的にもう少し検証しながら、第三セクターのあり方についても、今後、今抱えている、リニューアルオープンして、その成果を見ながら、考えなければならないそういう場面に必ず

対面するというふうに思いますので、そんなことも考えながら、長く塩漬けになっているものも解消しなければというふうに思います。

それから、長期展望に立って繰り返すようではすけれども、財政の健全化なるもの、どういう形であまり摩擦の起きない形で解消していくか、新たな手法を考えなければなりません、ただ基礎自治体としての町民に対する責任と役割は絶対果たさなければとそういう思いでありますので、必ずしも今そんなに収支が大変だと、明日にどうする、こうするという財政状況ではないというふうに私は思っておりますが、いかにして我々が本当にやらなくてないものも、民間活力をお願いして、民間に応援もらうということは、透明性がなければなりません。はっきり明確に町民も議会も我々もわかるような、そういう形で民間活力を導入していかなければならないというふうに考えておりますので、いろいろな経験も私も多少8年前よりも持っているというふうに私自身そう思っているので、それを生かして町民第一の精神で町の財政健全化に取り組んでいこうという決意であります。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 平成29年度大郷町宅地分譲事業……、

議長（石川良彦君） 一般会計、認定第1号。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第1号の総括質疑を終わります。次に、認定第2号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第2号の総括質疑を終わります。次に、認定第3号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第3号の総括質疑を終わります。次に、認定第4号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第4号の総括質疑を終わります。次に、認定第5号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第5号の総括質疑を終わります。次に、認定第6号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第6号の総括質疑を終わります

次に、認定第7号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第7号の総括質疑を終わります

次に、認定第8号について総括質疑を行います。ございませんか。9番高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計決算について、質問いたします。平成29年度途中からこの高崎団地を引き継いだ田中町長に、高崎団地についてお伺いします。高崎さんから無償譲渡された土地に、定住促進による人口増を図るとして、仮称高崎団地分譲宅地開発を行いました。工事は1期から10期工事に小分けに発注を行い、経費のかさ上げをした。また、補正による事業展開を行った。さらに、譲渡または譲渡された高崎さんの土地が600坪、その一画に存在しており、さらに分譲高額による分譲造成工事費坪14万3,000円を、坪5万円にして販売を行う。このような議案提案をした前任者の町政のあり方、議案を多数決にて議決をした議会、機能しているのか、何のための事業か、誰のための事業なのか、町民不在の議会であるなら、定数削減を昨今叫ばれているが、町民の声をここに来て聞くべきかと考える。

議長（石川良彦君） 決算に係る総括質疑を行います。款項に従って。

9番（高橋重信君） 田中町政は失政であると、9年前の新聞紙上に掲載されたが、仮称高崎団地、これが大郷町の歴史の中で類を見ない事業となっていると考える。この事業に対しての損失をどのように賄っていくのか、田中町長にお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 町長よろしいですか。総括質疑、決算の認定に係る総括質疑の項目が薄いと思いますけれども、町長答えられる範囲でお願いします。町長。今年度平成30年度に入った事業から何から平成28年のことから皆言っているのです、どこの部分かちょっとわからないんですが、答弁しようないですか。なければよろしいです。じゃあ町長。

町長（田中 学君） ただ一言、ここで議員の皆さんにも参考としてお聞きして、聞いていただきたいというふうに今高橋議員の質問聞きながら、ふっと思い出したんですけれども、譲渡を受ける前、一体町で当時の評価額で幾らぐらいのものを譲渡されたのかということを経営の皆さんが承知していたのか、いないのかということをお聞きしたいんですよ、高橋議員にも。あなたも当時の議員ですから。

その無償譲渡された土地が、当時と今町で坪5万円で売却している。その差がどのぐらいあるのかということも本来ならば知っておいてのあ

の事業を着手すべきでなかったのかということなんですよ、私が今執行者の立場からもしあれを、私とその立場だったらば。

ですから、ここまでかけてもこれは若者定住促進事業として大きなテーマでこの事業を手がけるということであれば、私は町民にも理解を求めることがそんなに難しいものではなかったのではないかというふうに思うんですが、それがただでもらい受けたというその土地に、高額な造成費がこのように小刻みで発注した、1件当たり発注のたびに工事金額に現場経費だとか、管理費だとかというものがだんだんふくらんでいく、それだけでも多分相当何億近いものになっているのではないかというふうに思います。私1件、1件チェックしているわけでないですから、わかりませんが。

その辺が町民である方々が工事の内容をある程度手がけている方々などからは、何だと、大郷町でそんなに造成費がかかる工事がどの程度道路に、アスファルトではなくて、もう石の道路でもつくったのと、大理石でも張っているのというような我々笑い話の話をされたりすることもあるのですけれども、いやちょっとその辺はわかりませんが、いずれにしても、土地を購入して造成するよりもかかるようでは、民間会社ではとても大郷で仕事できないと、造成工事いろんな宅地関係でもお手伝いしたいけれども、なかなか難しいと。

こういう話から、それでは宅地造成に金をかけない、そういう場所を選んでこれから住宅を提供する、そういう考え方に換えようと、この間石原のトヨタ自動車に勤めている人の話をしたような、そういう地区に根差した、そういう住宅提供をしていこうと、そんな考えで今いるところでございますので、高橋議員のその話については、客観的に結構町の起債をふくらかした。これからまた公営住宅を建てなくてはいけない、公営住宅をあの場所に建てなければ、全部分譲すればいいのですけれども、補助金もらって、造成もしている、そうもいかないということでございますので、とにかくあの事業については、早く残りの区画も完売して、一日も早く目的が達成されれば、言いたい方々も言わないで我慢してもらわなければならないなというふうに思っておりますので、職員もそういう話を聞いているので、職員のほうが大変気の毒だなというふうに思っているのですけれども、議員のほうも少し拡大解釈して、この事業促進に力を貸していただきたいなというふうに思っております。長々となって申しわけございませんが、議長、私今思っていることを申し上げてございますので、よろしくどうぞお取り計らいをお願いしたいと思

います。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第8号の総括質疑を終わります次に、認定第9号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって認定第9号の総括質疑を終わりますお諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについて、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第9号までを、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員会、副委員長を互選願います。議員控室にお集まり願いたいと思っております。

暫時休憩といたします。

午後 4時33分 休憩

午後 4時40分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に和賀直義議員、副委員長に若生 寛議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため、9月12日から9月20日までの期間、本会議を休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、9月12日から9月20日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る9月21日午後1時30分から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

日程第24 報告第4号 健全化判断比率について

日程第25 報告第5号 資金不足比率について

議長（石川良彦君） 次に、日程第24、報告第4号 健全化判断比率について、及び日程第25、報告第5号 資金不足比率についてを一括議題といたします。

提出者から報告第4号及び報告第5号について報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号 健全化判断比率について御説明いたします。

報告第4号 健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成29年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、平成29年度の各種会計の歳入歳出決算に基づき、地方公共団体の財政健全化法の定めるところにより計算した数値となつて、別紙監査委員の意見を付して報告するものです。

それでは、報告内容について御説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計に生じている実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものです。本町は、実質収支が黒字となっており、赤字ではありませんので、数値としては出てまいりません。なお、早期健全化基準となる比率は15.00です。

連結実質赤字比率は、下水道事業特別会計などを含む全会計を対象とした実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものです。昨年度は実質赤字ではありませんので、これも数字は出てまいりません。早期健全化基準は20.00です。

実質公債費比率は地方公共団体の地方債元利償還金の大きさを標準財政規模に対する過去3カ年の平均値とした割合で示したものであり、9.8です。早期健全化基準は25.0ですので、基準内の数字でございます。なお、前年度も9.8でございますので、昨年度と同じ割合でございます。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき負債について充当可能な基金等の金額を考慮した実質的な負担額の標準財政規模に対する割合

を示したものであり、11.1です。早期健全化基準は350.0ですので、これも基準内です。なお、昨年度は8.5であり、2.6ポイント増加しております。これは、一般会計並びに下水道事業の地方債現在高が減少したものの、公債費の減などによる普通交付税が減収見込みで充当可能財源が減額となることが主な要因でございます。

次ページをごらんいただきます。

次に、報告第5号 資金不足比率について御説明いたします。

報告第5号 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度の公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成30年9月6日 提出

大郷町長 田 中 学

以下の報告内容について御説明を申し上げます。

資金不足比率は、水道事業、下水道事業などの公営企業の資金不足を料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

対象となる会計は、公営企業法に基づく水道事業会計及び同法が準用されている下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽の各特別会計並びに宅地分譲事業特別会計が対象です。

いずれの会計も、資金不足に至っていませんので、数値としては出てまいりません。

以上、報告第4号並びに第5号の内容については、監査委員の審査を受け、審査意見書の提出を受けているものです。

以上のおり御報告申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で報告第4号及び報告第5号の報告を終わります。

ここで、本日の会議は議事日程の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

ここで、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の報告を求めます。代表監査委員 雫石 顕 監査委員。

代表監査委員（雫石 顕君） それでは、審査結果を報告いたします。

大郷監第24号

平成30年 8 月22日

大郷町長 田 中 学 殿

大郷町監査委員 雫 石 顕

大郷町監査委員 赤 間 滋

平成29年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出いたします。

1. 審査の期間

平成30年 8 月 1 日（水） 1 日間

2. 審査の方法

法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、また算定を行う場合において公正な判断が行われているかに主眼を置き、所管課からの説明を求めて、審査を実施した。

3. 健全化判断比率の状況

平成29年度の健全化判断比率は以下のとおりである。

①実質赤字比率の状況

平成29年度一般会計等実質収支は黒字であり、実質赤字は生じなかったため、実質赤字比率は該当しませんでした。

②連結実質赤字比率の状況

平成29年度一般会計の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じなかったため、連結実質赤字比率は該当しませんでした。

③実質公債費比率の状況

平成29年度の実質公債費比率は9.8%であり、前年度と同率となっております。

④将来負担比率の状況

平成29年度の将来負担比率は11.1%であり、前年度より2.6ポイントほど上回っております。

4. 資金不足比率の状況

平成29年度において資金不足が生じた公営企業会計がないため、資金不足比率は該当しませんでした。

5. 審査の結果及び意見

財政健全化判断比率ある実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額が2億8,781万円となり、赤字でないことから該当しませんでした。

た。

実質公債費比率(3ヵ年平均)は前年度と同比率で9.8%となりました。早期健全化基準を下回る結果ではありますが、引き続き適正な償還金を見据えた町債発行を行い、適正水準の維持に努めていただきたいと思います。

将来負担比率は、前年度まで減少し改善してきましたが、今年度については、起債は減少しましたが、普通交付税が減少した影響もあり、前年度対比2.6%増の11.1%となりました。町債残高は前年度対比1億5,203万円減少しておりますが、特別会計も含めると、58億7,355万円と決して少ないものではありません。今後徐々に減少させていくよう努めていただきたいと思います。

数値立上げに係る個々の要素については、常に注視し検証され、さらなる経営健全化に向け、職員一丸となって取り組むことを望んでおります。

以上でございます。

議長(石川良彦君) 以上で審査結果の報告を終わります。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告でありますので、報告のみとなります。

議長(石川良彦君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 4 時 5 3 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員